

令和9年度 主要事業に関する提案書



令和8年7月

東 広 島 市



1 東広島市次世代学園都市構想の推進

【提案先：内閣府、広島県】

【提案事項】

- 東広島市次世代学園都市構想の実現に向けた新たなまちづくりへの取り組みを支援すること
- 県全体の発展に資する取組みを県・市一体となって推進すること

【現状・課題等】

- ・令和4年度から、東広島市と広島大学、民間企業の共創によるまちづくりの取組みとして、東広島市次世代学園都市構想を進めている。
- ・近年は半導体産業への大型投資を契機に、人口の増加、高度人材の流入が見込まれている。
- ・令和6年度には、更なる成長に向け、広島大学周辺地区に半導体企業が立地する吉川地区を加えた地域を「次世代学園都市ゾーン」と位置づけ、2050年の将来像を定め、高度人材に選ばれる居住環境の整備、産業集積の促進、道路網等交通ネットワークの整備等のまちづくりの方針をとりまとめた。
- ・こうした共創によるまちづくりの取組みは、地方創生の先導モデル的なものであり、県全体の産業振興、地域発展に資するものであることから、実現には広島県からの企画段階からの参画や制度面での弾力的な対応、国からの財政的な支援が必要である。



東広島市の取組状況等

○Town & Gown と次世代学園都市構想

本市は、広島大学の統合移転を契機に学園都市として発展してきたが、人口増加の鈍化に直面している。こうした課題解決のため、市内大学と連携し、地域の発展と大学の進化を共に目指すTown & Gownに取り組んでいる。令和3年度には、大学・民間企業・行政が共創する「広島大学スマートシティ共創コンソーシアム」を設置し、「SDGs」、「Well-being」、「ポジティブピース」の実現を掲げながら、まちづくりの方向性や施策をまとめた「東広島市次世代学園都市構想」を策定した。

「広島大学スマートシティ共創コンソーシアム」

Town & Gown

民間企業

(R8.4月現在)

東広島市
広島大学

住友商事、フジタ、ソフトバンク、サタケ、三井住友信託銀行、中国電力、復建調査設計、ダイキン工業、日産自動車、ミサワ環境技術、広島ガス、マイクロメモリアン、葵会、住友電工、ヤマネホールディングス、Tech Mahindra、scheme verge

○次世代学園都市ゾーンのまちづくり

さらに、近年の半導体産業への大型投資を契機とした人口増加を踏まえ、令和6年度に、2050年を見据えた「東広島市次世代学園都市ゾーンのまちづくり」を策定した。

このゾーンにおいては、多様な人材が集う都市機能の充実、脱炭素社会の実現、先端産業の集積、道路網等交通ネットワークの整備等の取組みを進めることとしている。

○2050年を見据えた展開

今後は、先端技術の実証・実装に取り組むとともに、半導体産業の大型投資を取組みの加速要素と捉え、高度人材を受け入れるためのゆとりある居住環境の整備、インターナショナルスクールの誘致や公立校における英語による教科学習、新たな市街地開発などを検討し、その実現を目指す。

さらにその先には、大学という知的資源や国際的企業の集積を活かし、大都市を介さずに国内外と直接つながる「ローカルハブ」となる将来像を描いている。

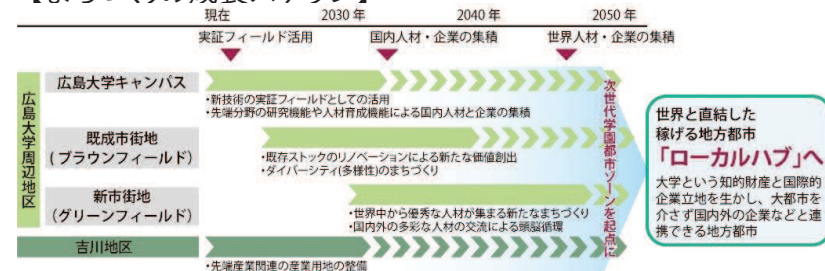
本市を起点として、広域的に取組みを展開するためにも、DX、CN、産業、教育など多岐に渡る分野で、国や県との連携を期待している。

1 東広島市次世代学園都市構想の推進

【実現をめざす将来像】

イノベーションを創造し、
世界から起業家や研究者が集まる持続可能で成長するまち

【まちづくりの成長ステップ】



【東広島市次世代学園都市ゾーン】

「広島大学周辺地区」と半導体を中心とした先端産業の集積する「吉川地区」の2つの特定機能拠点を核とした地域



2 半導体関連産業の集積に向けた支援策の拡充

【提案先：内閣府、経済産業省、農林水産省、国土交通省、広島県】

【提案事項】

- 大規模投資を呼び込むための継続的な支援策を講じること
- 半導体関連産業向けの産業団地整備に係る支援策を強化すること

【現状・課題等】

- ・中国地域戦略産業クラスター計画素案に、大規模投資を呼び込むための重点分野のひとつとして、本市も含む形で「半導体」分野が位置付けられた。策定に向けた検討が進められている国の戦略産業クラスター計画においても、本市の産業・研究拠点を含むプロジェクトが選ばれるよう、提案している。
- ・本市に立地するDRAM製造のマイクロン社を始めとした半導体産業を中心に、日本への大規模投資・開発が進んでいる。
- ・今後もこうした動きが継続されるように、設備投資に対する補助金等の財政的支援に加えて、大規模投資に対応した工業用水や下水道等の整備、従業員の住環境の整備など、国・県・市が一体となった支援が必要である。
- ・国家プロジェクトである半導体関連産業の集積に向けて、引き続き、産業用地整備における許認可などへの相談対応や財政的な支援が必要である。

東広島市の取組状況等

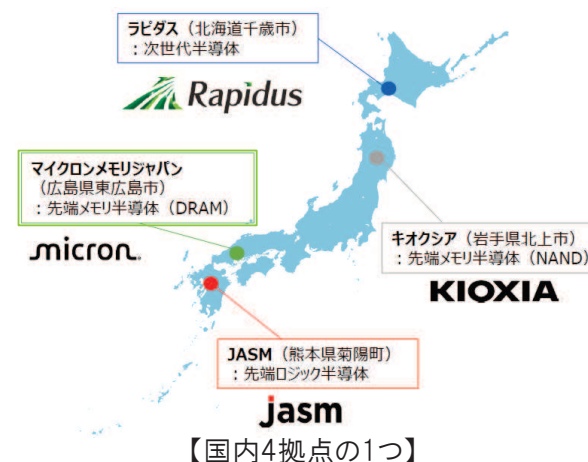
2 半導体関連産業の集積に向けた支援策の拡充

【取組状況】

- ・広島県と連携しながら、製造業を始めとした設備投資に対する補助金等の財政的支援を実施してきたほか、県営産業団地などへの企業誘致に力を入れてきた。
- ・さらには、大型投資に呼応した産業用地の確保に向け、半導体関連産業向けの市営産業団地整備事業にも着手したところである。

【今後について】

- ・半導体製造拠点における大規模投資を実現するため、企業の生産活動や半導体の安定供給を支える周辺道路、工業用水及び下水道などの整備を行うにあたり、地域産業構造転換インフラ整備推進交付金を今後も必要としている。
- ・インフラ整備に要する期間は複数年に渡ることから、交付金活用の利便性を高めることが重要な要素である。
- ・企業が整備する排水処理設備について、補助制度の充実などを必要としている。
- ・半導体関連産業の集積を図るためには、半導体企業の近傍にまとまった用地が必要である。地域未来投資促進法により、農地を産業用地として活用することを進めているが、保安林に関する規制緩和も必要である。
- ・企業の生産活動を維持するため、新たな産業用地の確保に加えて、従業員の住環境の整備などが必要であり、課題解決に向けて、国・県・市のさらなる連携を模索している。



【マイクロン社と周辺エリア】

3 産業用地の創出促進

【提案先：広島県】

【提案事項】

○ 未利用県有地を活用し、官民連携による産業用地の創出に取り組むこと

【現状・課題等】

- ・本市は、半導体産業を中心に、さらなる企業投資に向け、産業用地のニーズが高い状況にあり、半導体産業の大型投資などに呼応し、産業用地の確保に向けて、早急に取り組む必要がある。
- ・交通利便性の高い高規格道路や空港周辺、大都市圏への近接地などは、企業の立地ニーズが高いが、民間による産業用地の確保が困難な状況にある。
- ・広島県とともに「東広島入野産業団地」の整備に取り組んでいるが、緊密な県市連携のもと、さらなる産業用地の確保に向けては、民間活力を取り込みながら未利用県有地の有効活用を進めていくことが必要である。

東広島市の取組状況等

- ・市内19箇所の公的産業団地は完売している。
- ・令和6年度に「民間開発事業者による産業用地整備における支援制度」を創設した。
- ・令和7年度には、広島県と連携して、「東広島入野産業団地」の整備(分譲予定面積12.4ha)に着手した。
- ・広島県では、令和8年度に大仙地区の利活用に係る公募が開始されている。

【大規模な未利用県有地一覧】(現状は山林など)

	地区名	開発面積	推計 分譲可能面積	所管部局
①	福富地区	約21.6ha	約12.5ha	商工労働局
②	元兼地区	約34.4ha	約17.3ha	土木建築局
③	大仙地区	約231.1ha	未確定	地域政策局

3 産業用地の創出促進



4 次世代学園都市ゾーンのまちづくりに資する道路の整備促進

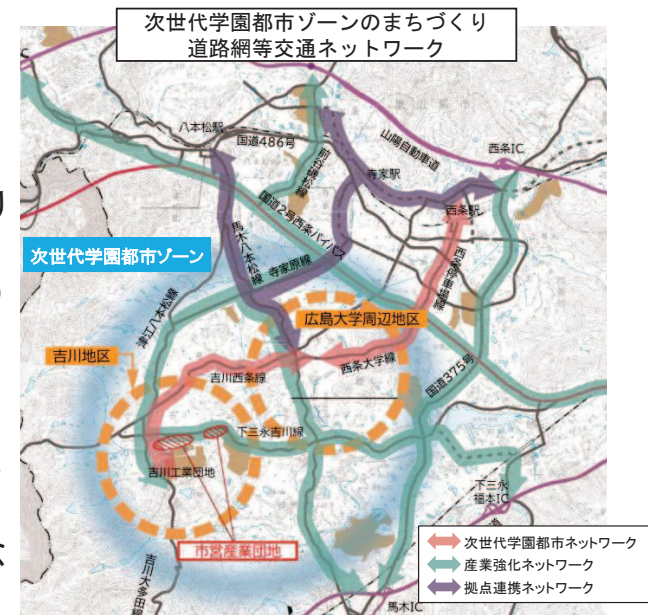
【提案先：国土交通省、内閣府、経済産業省、広島県】

【提案事項】

○ 次世代学園都市ゾーンのまちづくりに資する道路整備のための支援を行うこと

【現状・課題等】

- ・本市においては、イノベーションを創造し、世界から起業家や研究者が集まる持続可能で成長するまちを目指し、広島大学周辺地区や吉川地区を中心とした次世代学園都市ゾーンのまちづくりを進めている。
- ・吉川地区では、次世代半導体の量産に向け、工場増設のための敷地造成工事が進められており、これらの大型投資に呼応した産業用地の確保に向け、市が事業主体となった産業団地整備に取り組んでいる。
- ・現在、吉川地区周辺では通勤時間帯を中心に渋滞が発生しているが、各工事の本格化に加え、マイクロン社の工場や市営産業団地が順次稼働することにより、今後、更なる渋滞の発生が懸念されている。
- ・これらの渋滞対策を含め、大学、研究機関、産業団地等への円滑な人と物の流れを促進する交通ネットワーク構築のため、地域産業構造転換インフラ整備推進交付金制度の柔軟な対応や国が進める戦略産業クラスター計画に基づく財源確保など、国・県・市が一体となった支援が必要である。あわせて、早期整備を図るため、補助率及び地方債の交付税措置率のかさ上げについて特段の配慮を講じられたい。



東広島市の取組状況等

○以下の路線について、整備の促進と財源の確保を要望する。

早期整備要望路線

国道2号西条バイパス	一般県道飯田吉行線
国道375号御園宇バイパス	一般県道吉川大多田線
主要地方道馬木八本松線	一般県道下三永吉川線
一般県道吉川西条線	



4 次世代学園都市ゾーンのまちづくりに資する道路の整備促進



5 自動運転・隊列走行BRTの社会実装

【提案先：国土交通省、経済産業省、広島県】

【提案事項】

- 自動運転・隊列走行BRT社会実装に向けた継続的な支援をすること
- 本格的な社会実装を円滑かつ早期に実現できるよう支援を拡充すること

【現状・課題等】

- ・本市では、令和8年度に自動運転レベル2での有償運行、令和9年度に自動運転レベル4での有償運行による社会実装を目指し、令和5年度から実証実験を行っている。
- ・自動運転レベル4の認可取得後の持続可能な運行が課題となっている。
- ・社会実装までに継続的な実証実験は必須であるが、実験実施・継続には多額の費用がかかるため、財政的支援及び自動運転技術・地上設備の検討、運営組織の組成など、様々な分野における知見が必要である。
- ・社会実装にあたっては、地上設備・走行空間の確保、自動運転車両の導入・維持管理等の財政的支援が必要である。

東広島市の取組状況等

5 自動運転・隊列走行BRTの社会実装

【現状】

- 国のRoAD to the L4では令和7年度までにレベル4無人自動運転サービスを50か所程度で実現すること、デジタル田園都市国家構想総合戦略では令和9年度までに100か所以上実装することが示されている。
- 令和4年度に、広島大学・西日本旅客鉄道(株)と本市の3者で、自動運転・隊列走行BRTの研究・実証実験及び政策形成を相互に連携することを目的とした連携協定を締結。
- 令和5年度から県道西条停車場線・市道西条駅大学線(通称:ブルーバール)において、官民学で連携した実証実験を行っている。

▼3者連携協定(2022年11月)



【日本初】

- ・自動運転連節バス(時速40km/h)
- ・2台の自動運転車両が隊列走行

▼公道実証実験での車両



▼令和7年度実証実験結果

- ・試乗会:871人乗車(席数1,412のうち)
- ・自動運転率(全区間):95%(前年度実績:88%)
- ・沿線住民アンケートの結果
 - 自動運転・BRT導入の重要度:66.2%(前年度:58.5%)
 - BRT導入希望度:58.9%(前年度:49.8%)
- ・混在空間下での自動運転L4実用化においては、一般交通回避に対して技術的ハードルが高く、実用化の妨げになっていることが判明
 - 早期実装には専用走行レーン(一般車と隔離空間)が望ましい

【今後の展開】

- 令和8年度において、自動運転レベル2での有償での実証運行を実施予定。
- 今後、令和7年度の実証実験で判明した技術的課題の改善に取り組み、令和9年度の自動運転レベル4認可を目指す。

【課題】

- 社会実装までに継続的な実証実験は必須であるが、実験実施・継続には多額の費用がかかる。
- 社会実装にあたっては、地上設備・走行空間の確保、自動運転車両の導入・維持管理等、多額の費用がかかることが想定される。
- 実証実験及び社会実装にあたっては、自動運転技術・地上設備の検討、運営組織の組成など、様々な分野における知見が必要である。

6 グローバル人材の育成を図る国際教育の推進体制の充実

【提案先：文部科学省、総務省、広島県】

【提案事項】

- 公立小学校において、グローバル人材の育成を図る先導的な国際教育の推進を図るため、教員確保・育成を含む体制整備及び拠点校の施設環境改善に対する財政措置を含め、総合的な支援策を講じること

【現状・課題等】

- ・本市では、広島大学等の立地や半導体関連産業の集積を背景に、外国人市民や高度外国人材が増加しており、公立学校においても国際的な視野や語学力を育成する教育環境の充実が求められている。
- ・こうした中、教科を英語で教える教育を推進するため、教育課程特例校制度を活用し、先導的な国際教育の実施を公立小学校で検討している。英語による教科指導には専門性を有する教員の確保やICT環境等の整備が不可欠であり市単独での対応には限界がある。
- ・安定的・継続的な実施と将来的な展開に向けては、教育内容と施設環境を一体的に整備する視点による支援が必要である。

東広島市の取組状況等

6 グローバル人材の育成を図る 国際教育の推進体制の充実

- ・教育課程特例校制度を活用し、初等教育段階から教科を英語で教えるグローバルクラスを設置し、公立学校における国際教育の先導モデルを計画している。
- ・広島大学等と連携し、教員養成・研修、カリキュラム開発等を進めるとともに、教育課程特例校・人材育成・教育環境整備を一体的に推進する体制整備を進めている。
- ・本事業については、将来的な他自治体への波及も視野に入れ、全国展開を見据えた実証・検証拠点として位置づけ、取組成果の整理・発信を行うこととしている。

東広島市における国際教育戦略図

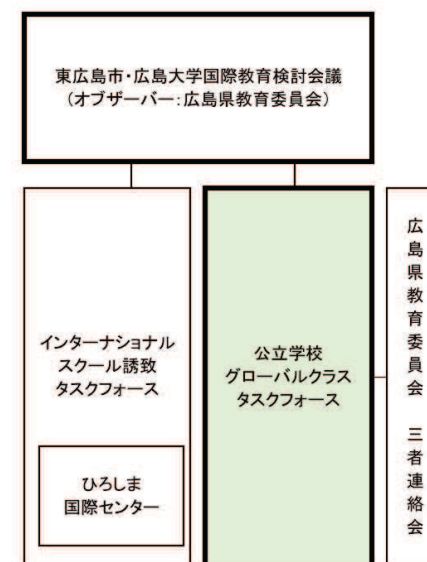
◎教育実施体制

日本学習指導要領		幼稚園			小学校						中学校			高等学校				
学校 学年		年少	年中	年長	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3		
年齢		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
公立学校	設置者	東広島市教育委員会												広島県教育委員会				
	教員確保	広島県教育委員会																
インターナショナルスクール IB プログラム		PYP（初等教育）																
												MYP（中等教育）				DP（高等教育）		

◎国際教育の方向性

国際教育の方向性		進学先			
国籍	求める語学	海外大学			
主に外国人	英語	インターナショナルスクール 広島インターナショナルスクール (HIS)			海外大学
	英語教育（私立幼稚園・保育所）	塾:A-Levelオンライン			
	多言語	小中学校における日本語教育			国内大学
外国人と日本人	英語	英語教育（私立幼稚園・保育所）	英語による国際教育 （公立学校グローバルクラス）		
	日本人（通常）	日本語	公立幼稚園・保育所	小学校	中学校

■市が検討しているもの ■市教委で既に取り組んでいるもの



7 地域脱炭素・再エネ推進交付金を起点にした市域の脱炭素の推進

【提案先：環境省】

【提案事項】

- 東広島市は令和5年度に重点対策加速化事業、令和6年度に脱炭素先行地域に採択されたところであるが、さらなる市域全体の脱炭素化が推進できるよう継続的な支援を行うこと

【現状・課題等】

- ・本市は、令和5年度に重点対策加速化事業、令和6年度に脱炭素先行地域に採択され、関係省庁の協力を仰ぎながら、脱炭素化を強力に推進している。
- ・市域全体の脱炭素化には、民生部門のほか事業所等における設備投資が不可欠であるが、特にSHIFT事業は中小企業や既存設備の更新を検討する事業所等にとって、制度活用が難しい状況にある。
- ・また、重点対策加速化事業が令和9年度で終了することを踏まえ、市が主体となった脱炭素の事業計画に基づく取組みを継続的に推進するため、既存事業の要件緩和や交付金制度の継続が必要である。

東広島市の取組状況等

- ・本市は、令和4年3月に「東広島市ゼロカーボンシティ宣言」を表明した。また、同月には、第2次東広島市環境基本計画を策定し、「2050年の望ましい将来像」として脱炭素化の実現と省エネルギー・脱炭素社会への転機を明記した。
- ・令和6年3月には、本市地球温暖化対策実行計画の温室効果ガス削減目標を基準年比46%以上、50%の高みを目指すとした。
- ・環境省の補助事業を活用しながら、商工会議所・商工会や金融機関と連携し、国の施策動向も踏まえ、地域事業者への働きかけを通じて、市域における再生可能エネルギー導入拡大と省エネルギー化を推進している。
- ・さらに、2030年度までに民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出量を実質ゼロにする脱炭素先行地域を設け、先行地域内に太陽光発電設備を設置して系統接続によるエネルギーの地産地消を行い、カーボンニュートラルの実現を目指すこととしている。

◎本市の令和4年度における温室効果ガス排出量の実績はいずれの部門(産業部門、民生部門、運輸部門)においても令和12年度時点のBAU推計値を下回っており、各部門とも脱炭素化の取組みが進んでいるが、令和12年度までに50%削減の高みを目指すという目標を鑑みると、民生部門と運輸部門においてさらなる削減が必要である。

7 地域脱炭素・再エネ推進交付金を起点にした市域の脱炭素の推進

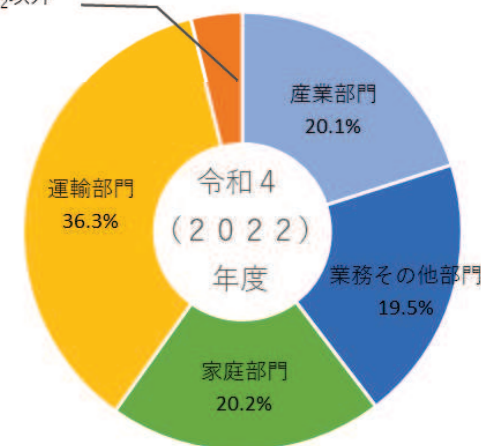
温室効果ガス排出量の推移

[単位：千t-CO₂]

年 度	基準年度 平成 25 (2013)	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	最新年度 令和 4 (2022)	最新年度 /基準年度 (2022 /2013)
部門・分野							
産業部門							
製造業	230	225	193	243	247	225	-2.2%
建設業・鉱業	14	13	13	11	11	11	-21.4%
農林水産業	27	22	23	24	23	24	-11.1%
小 計	271	259	228	278	280	260	-4.1%
業務その他部門	397	375	328	286	282	253	-36.3%
家庭部門	305	280	275	273	264	262	-14.1%
運輸部門							
自動車	362	368	392	394	398	397	9.7%
鉄道	89	87	87	86	83	61	-31.5%
船舶	13	12	12	12	13	12	-7.7%
小 計	464	468	491	493	494	470	1.3%
廃棄物分野等	51	55	51	53	50	50	-2.0%
代替フロン類	0	0	0	0	0	0	-
合 計	1,489	1,437	1,373	1,383	1,370	1,295	-13.0%

※小計・合計の数値は、小数点四捨五入の関係上、合致しないことがあります。

エネルギー起源CO₂以外
3.9%



8 中山間地域を支える農業政策の充実

【提案先：農林水産省】

【提案事項】

- 小規模農家の農業経営の持続に向けた財政支援の充実を図ること
- 農作業の効率化のための再ほ場整備事業の要件を緩和すること

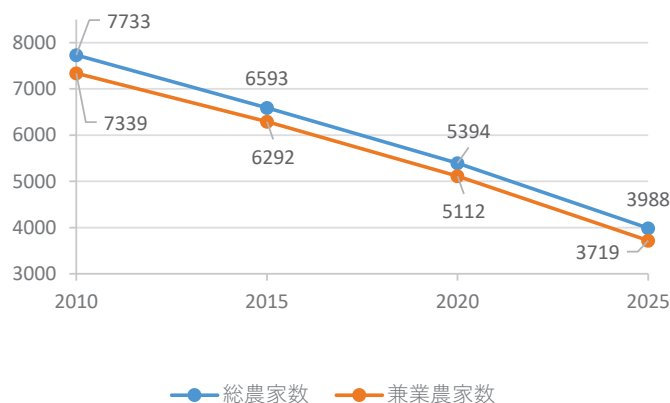
【現状・課題等】

- ・中山間地では、主に兼業農家を中心に小規模農家によって多くの農地は維持されているが、生産資材価格の高騰・高止まり等により、所得が上がり、農業者の離農、規模縮小の加速が課題となっているため、小規模農家の農業経営の持続に向けた財政支援の拡充が必要である。
- ・中山間地では、ほ場整備した農地であっても狭隘で畦畔も急峻であることから、農業の効率化が難しく、スマート農業のメリットも享受できず、農作業の省力化が進まず耕作放棄地が増加しているため、中山間地等条件不利地においては、土地改良事業の要件の緩和が必要である。

東広島市の取組状況等

- ・本市の農地の約7割を維持し、総農家数の9割を超える兼業農家数が、2010年から2025年までの15年間で約5割減少している状況である。
- ・中山間地の農地を維持していくためには、これまでの経営所得安定対策に加え、専業農家だけでなく、兼業農家も農業経営が持続可能となる対策を進める必要がある。

総農家数と兼業農家数

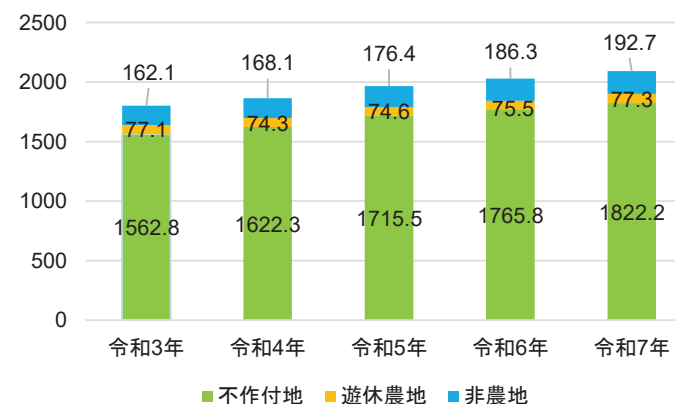


資料:農林業センサス

8 中山間地域を支える農業政策の充実

- ・不作付地等の荒廃が懸念される農地が、令和3年度から令和7年度までの5年間で約300ha増加している状況である。
- ・農家数が減少している中山間地で農地を維持していくためには、農作業の省力化を図り少人数での農業経営が可能となる環境の整備を進める必要がある。

荒廃が懸念される農地の状況



資料:東広島市

9 農林業及び農山村の生産・生活基盤の整備

【提案先：農林水産省、広島県】

【提案事項】

- 農業競争力強化農地整備事業(東高屋地区)を促進すること
- 農村地域防災減災事業(小野池地区等7地区)を促進すること
- 農業水路等長寿命化・防災減災事業(ため池廃止)を促進すること

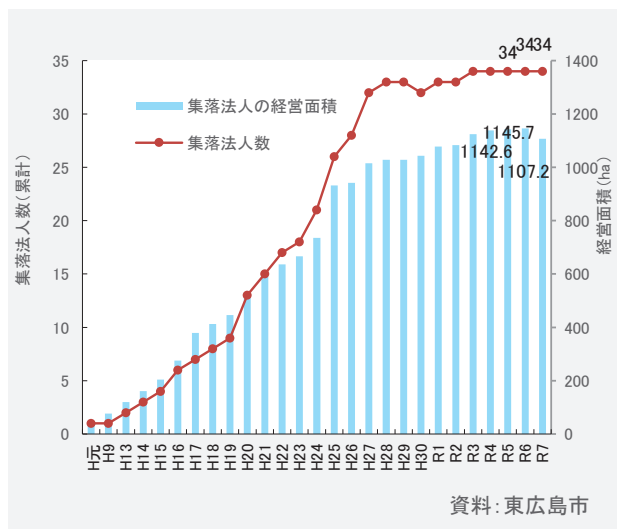
【現状・課題等】

- ・高齢化や都市化により、農業離れが進んでいるため、生産性の高い農業経営に取り組むための環境づくりが課題となっている。
- ・老朽化したため池の堤体が極めて危険な状況にある。また、農業用として利用されていないため池も増加しており、下流住民の不安が大きくなっている。
- ・農地の基盤整備やため池の補強対策、廃止に伴う防災対策に係る財政的支援が必要である。

東広島市の取組状況等

- ・集落法人は、令和7年度末現在で34法人となっており、1,000haを超える農地を集積しているが、平成28年度以降、新規設立の動きが鈍化している。
生産性の高い農業経営に取り組むための環境づくりを進めるには、集落法人化と基盤整備を一体的に進める必要がある。
- ・ため池の堤体の老朽化が進み、決壊の恐れがある。
台風、梅雨等の豪雨時や地震時には極めて危険な状態になり、堤体下流側住民の不安が大きいと、早期に対策を進める必要がある。
- ・農業用として利用されていないため池が増えている。
ため池の有する洪水を一時貯留する機能も考慮しつつ、水害等を防止するため、ため池廃止に向けた設計業務を実施している。

【集落法人設立及び経営面積の推移】



9 農林業及び農山村の生産・生活基盤の整備



10 中山間地域の農林業・農村振興にかかる支援の充実

【提案先：広島県】

【提案事項】

- 有害鳥獣対策に係る捕獲の支援充実を図ること
- 農地中間管理機構関連農地整備事業(戸野地区)を促進すること

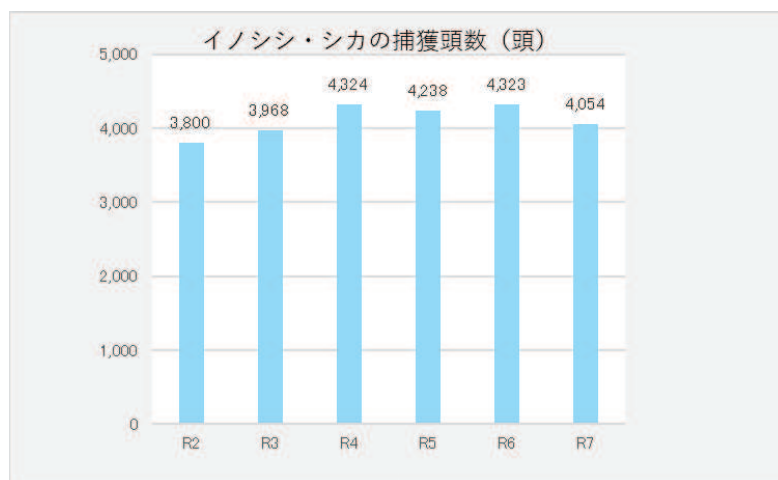
【現状・課題等】

- ・イノシシやニホンジカによる農産物等への被害を軽減するべく、防御対策を講じているが、個体数管理の観点から、推定生息数の把握や効果的で効率的な捕獲方法を確立することが必要である。
- ・農地中間管理機構が借り入れた農地について、改正土地改良法に基づく基盤整備事業を積極的に活用し、効率的で生産性の高い農業経営に取り組める環境づくりを進めることが必要である。

東広島市の取組状況等

○有害鳥獣対策

- ・集落単位での被害防止対策の実施など「獣害に強い集落」の実現を推進している。
- ・イノシシ・ニホンジカの捕獲頭数は増加傾向にあるが、農産物等に対する被害は依然として多く、効果的な捕獲対策が望まれている。



10 中山間地域の農林業・農村振興にかかる支援の充実

○農地中間管理機構関連農地整備事業

農地中間管理機構
関連農地整備事業
(戸野地区)
受益面積 25.6ha
【区画整理工事】



11 持続可能なかき生産体制の構築に向けた取組の推進

【提案先：農林水産省、広島県】

【提案事項】

- 早期の原因究明及び科学的根拠に基づくへい死防止対策を支援すること
- 瀬戸内海での持続的なかき生産のための養殖技術の開発等を推進すること
- 甚大な自然災害からの復興のために国の漁業共済制度を見直すこと

【現状・課題等】

- ・令和7年産かきの大量へい死は、令和8年産漁期へも影響がある。
- ・持続的なかき生産のためには、早期に原因を明らかにし、近年の海洋環境の変化に対応した持続的なかき養殖の実現に向けた対策の早期確立が必要である。
- ・海域の栄養塩供給を図るため、早期に栄養塩類管理計画の策定が必要である。
- ・現在のかき養殖共済は、共済価額等が数十年見直しがされておらず、加えて、全国最大の産地である広島県の生産・流通体制では、早期の特定養殖共済への移行が困難な加入要件となっており、国制度の見直しが必要である。

東広島市の取組状況等

【東広島市のかき養殖業】

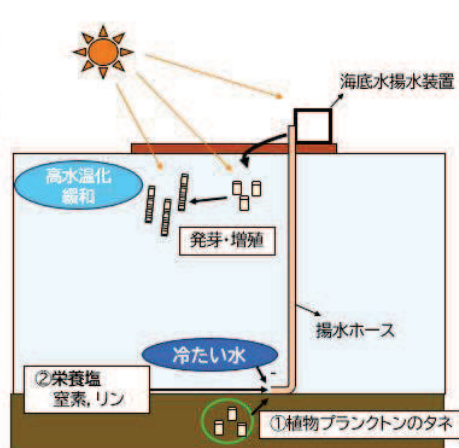
- ・養殖業15社、殻付きかき生産量約3,900t
- ・広島県の独自ブランド「かき小町」の生産量は県内有数
- ・三津湾は、県内で唯一欧州への生かき輸出実績がある海域
- ・採苗から水揚げまで約二年半必要
(筏では6月頃～翌年10月まで育成)

【持続可能なかき生産体制構築のための取組状況】

- ・広島大学と連携し、海域の水質調査による現状把握や新たな養殖技術の検討等を行い、へい死対策の取組みを推進
- ・底質改善材(かき殻)散布、海底耕耘による環境改善を実施
- ・令和7年産かきの大量へい死発生以降、かき養殖業者への運転資金支援や、特定養殖共済への加入等の協議を実施

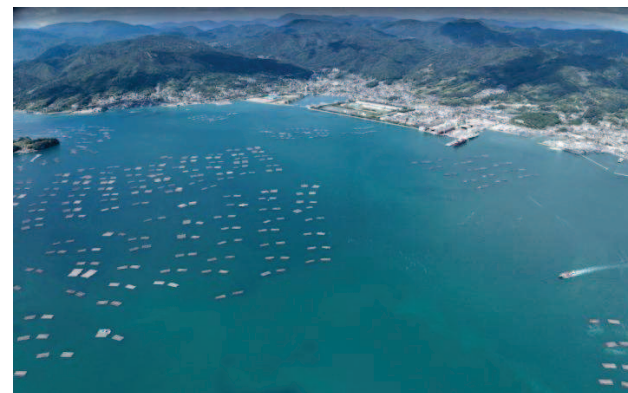


- ✓太陽光による自立給電・自動運転
- ✓海底水を毎時8～10 t揚水
- ✓夏場は、日中常に稼働



【広島大学と連携した新たな養殖手法の開発】

11 持続可能なかき生産体制の構築に向けた取組の推進



【安芸津町(三津湾)のかき養殖】



【かき殻散布、海底耕耘の実施】

12 空き家対策の推進

【提案先：国土交通省】

【提案事項】

- 空き家等の利活用に対する財政支援を拡充すること
- 空き家等の除却に対する対策の強化を図ること

【現状・課題等】

- ・本市では、空き家等の利活用について、地域の状況に応じた独自の取組みを促進しており、財政的な負担は年々増加している。今後も積極的な取組みを推進していけるよう、財政支援の拡充が必要である。
- ・老朽化が進んだ空き家等について、所有者の高齢化や低所得が原因で、自らが除却を行う事ができないケースも存在しているため、財政支援を拡充するなど対策の強化が必要である。
- ・ホテルやマンション等の大規模な空き建築物では、所有する法人の解散などに伴って、除却や安全対策が行われず放置されるケースが生じており、今後も増加することが見込まれる。このような場合でも除却等が促進されるよう、法制度の整備が必要である。更に、行政代執行を行う場合、市の負担が過大となるため、財政支援の拡充が必要である。

東広島市の取組状況等

- ・本市においては、市中心部は、空家等の流通が進んでいるが、人口が減少している地域は、空家等の流通が進まず、地域の生活環境に悪影響を及ぼしている。
- ・こうした状況から、「特に人口減少地域における空家等の利活用」を重点的な取組みとして位置付け、空き家バンクを運営するほか、空家等の所有者が行うリフォーム及び家財撤去に対する補助、バンク登録支援、地域活動団体や不動産業者と連携した取組みなど、地域の状況に応じた様々な独自の取組みを進めており、市の財政負担が大きくなっている。
- ・老朽化した空家等に対しては、所有者へ適正管理の指導を行うとともに、所有者が除却を行う際に補助金を交付しているが、所有者の多くは高齢化しており、中には、資金的な余裕が無く、適切な管理や除却を行う事ができない方も存在している。
- ・ホテルやマンション等の大規模な空き建築物では、所有する法人の解散のほか、敷地と建物の所有者が異なる場合や、敷地の価値に比べて解体費が著しく高額になる場合等において、解体されず放置されているケースが見受けられる。

12 空き家対策の推進

令和3年度空き家実態調査結果

地区	人口	世帯数	R3調査 空家等数	R3調査 空き家率	H28調査 空家等数	増減数 R3-H28
西条	88,517	45,018	668	1.5%	635	33
八本松	29,243	12,493	354	2.8%	382	-28
志和	6,148	2,544	361	12.4%	344	17
高屋	30,194	12,272	314	2.5%	305	9
黒瀬	23,255	9,719	691	6.6%	690	1
福富	2,171	863	179	17.2%	106	73
豊栄	2,811	1,238	378	23.4%	331	47
河内	5,496	2,163	398	15.5%	367	31
安芸津	8,773	3,848	604	13.6%	600	4
計	196,608	90,158	3,947	4.2%	3,760	187

※ 空き家率＝空家等数 / (世帯数＋空家等数) で算出。

	空家等の適正 管理相談件数	市の空家等 対策補助件数	市の空家等 対策補助額
R1	19 件	30件	11,694,000円
R2	23 件	31件	11,120,000円
R3	45 件	50件	20,634,000円
R4	45 件	41件	20,143,000円
R5	67 件	43件	23,444,000円
R6	82 件	59件	28,922,000円
R7	95 件	52件	28,747,000円



13 一般国道の整備促進(国・県)

【提案先:国土交通省、広島県】

【提案事項】

○ 市民生活の基盤となる国道整備のための事業費を確保し、整備を促進すること

【現状・課題等】

- ・本市は広島県の中央地域に位置し、県内の主要都市を結ぶ結節点にあり、広域的な拠点性の高まりとともに、市街地はもとより農村地域においても交通量の増加が著しい。
- ・高速道路網を軸とした圏域内道路ネットワークを強化し、本市の市民交流や物流の活性化を図るため、産業活動及び市民生活の基盤となる国道の整備が必要である。

東広島市の取組状況等

13 一般国道の整備促進(国・県)

○以下の路線について、早期整備を要望している。

路線名	区間	提案内容	事業期間	総延長
国道375号	東広島道路	(都)吉行小谷線まで約1.0km延伸を提案	平成15年度～	2.0km
	御園宇バイパス	4車線化の早期整備を提案 東子交差点がボトルネックとなり、交差点付近で渋滞が発生していることから東子交差点から国道2号までの整備を提案	昭和63年度～	6.5km
	杵原バイパス	未整備区間の整備を提案	平成13年度～	2.1km
	福富バイパス	(主)瀬野川福富本郷線から造賀地区までの延伸を提案	平成6年度～	延伸提案



東子交差点北側



東子交差点南側



14 一般県道(街路事業)の整備促進(国・県)

【提案先:国土交通省、広島県】

【提案事項】

○ まちづくりに必要な道路整備のための事業費を確保し、整備を促進すること

【現状・課題等】

- ・本市の寺家地区ではコンパクトなまちづくりを進めながら人口の増加を図るため、JR寺家駅を中心とした土地区画整理事業等を進めてきたが、多くの民間開発による宅地化が進み、一般県道飯田吉行線や吉川西条線の交通量が増加し、近隣交差点で慢性的な交通渋滞が発生し、日常生活や経済活動に深刻な影響を与えている。
- ・JR寺家駅へのアクセスルートとして、また、JR北側の流入人口の受け皿となる良好な市街地の形成と、小学校の通学児童の安全確保のため、一般県道飯田吉行線((都)吉行飯田線4工区)の早期整備が必要である。
- ・交通の円滑化を図るとともに、歩道の広幅員化により都市機能の向上を図るため、一般県道吉川西条線((都)上寺家下見線2工区)の早期整備が必要である。

東広島市の取組状況等

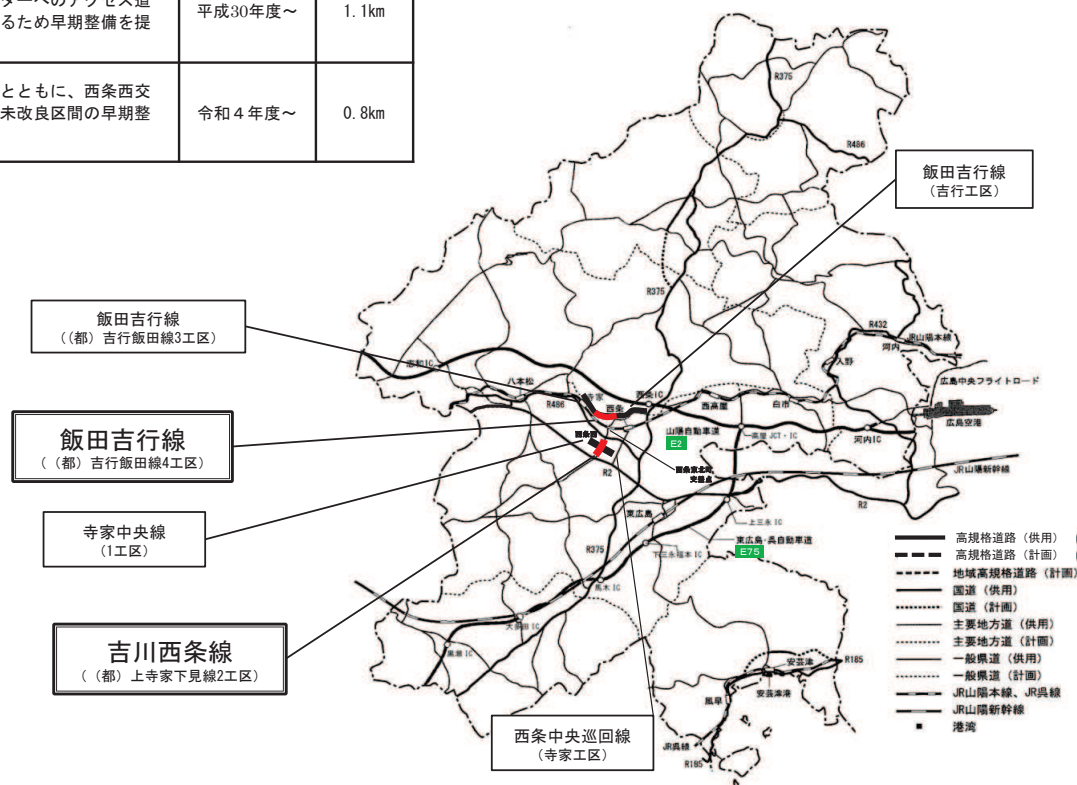
14 一般県道(街路事業)の整備促進 (国・県)

○飯田吉行線、吉川西条線について、早期整備を要望している。

区分	路線名	区間	提案内容	事業期間	総延長
一般 県道	飯田吉行線 ((都) 吉行飯田線)	4 工区	JR寺家駅及びJR北側市街地の幹線道路、国立病院機構東広島医療センターへのアクセス道路として重要な路線となるため早期整備を提案	平成30年度～	1.1km
	吉川西条線 ((都) 上寺家下見線)	2 工区	通学路の安全確保を図るとともに、西条西交差点から蓮華寺橋までの未改良区間の早期整備を提案	令和4年度～	0.8km



(吉川西条線の渋滞状況)



15 一般国道(交通安全事業)の整備促進(県関係)

【提案先:国土交通省、広島県】

【提案事項】

○ 歩道整備及び交差点改良に係る事業費を確保し、整備を促進すること

【現状・課題等】

- ・本市は、広島県の中央地域に位置し、県内の主要都市を結ぶ結節点にあることから、本市域の広域拠点性の高まりとともに、市街地はもとより農村地域においても交通量の増加が著しい。
- ・一部区間は通学路となっており、交通量の増加や車両の大型化に伴い、歩道の整備が喫緊の課題である。
- ・歩行者の安全確保のため、歩道整備及び交差点改良に係る事業費を確保することが必要である。

東広島市の取組状況等

○以下の路線について、早期整備を要望している。

路線名	区間	地区名	提案内容	総延長等
国道375号	乃美尾地区	黒瀬町	歩道の整備要望を提案	1.6km
	中黒瀬地区①	黒瀬町	歩道の早期整備を提案	1.4km
	中黒瀬地区②	黒瀬町	歩道の整備要望を提案	0.7km
	清武交差点改良	豊栄町	早期の右折レーン整備及び交差点線形改良を提案	0.2km
国道486号	飯田地区	八本松町	歩道の早期整備を提案	0.5km



国道375号 中黒瀬地区①



国道486号 飯田地区

15 一般国道(交通安全事業)の整備促進(県関係)



16 主要地方道・一般県道の整備促進(県関係)

【提案先:広島県】

【提案事項】

○ 主要地方道及び一般県道の整備促進のための事業費を確保し、整備を促進すること

【現状・課題等】

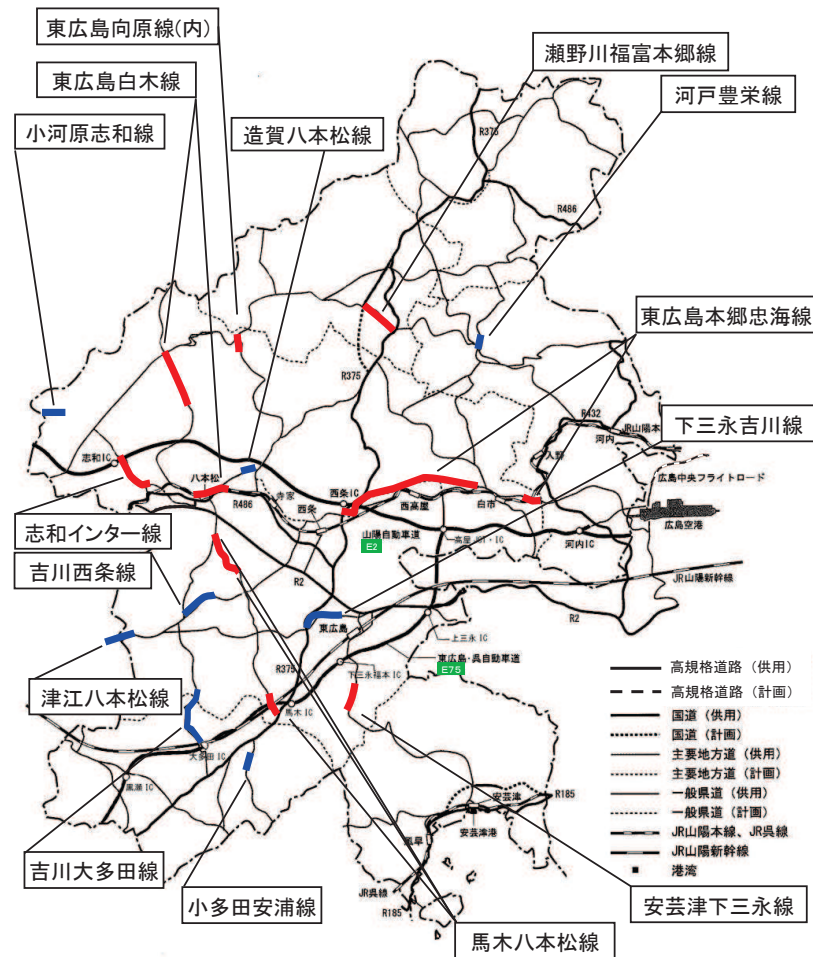
- ・本市では市域の広域拠点性の高まりとともに、市街地はもとより農村地域においても交通量の増加が著しい。
- ・高速道路網を基軸とした圏域内道路ネットワークを強化し、本市の市民交流や物流の活性化を図るため、産業活動及び市民生活の基盤となる地方道の整備が必要である。

東広島市の取組状況等

○以下の路線について、早期整備を要望している。

区分	経過	路線名	区間等	提案内容	総延長等
主要 地方 道	継続	東広島向原線	志和町内	周辺市町を結ぶ幹線道路として早期整備を提案	1.8km
	継続	東広島本郷忠海線 (都)吉行小谷線	国道375号～東広島本郷忠海線(現道) (整備提案)	東広島・呉自動車道及び東広島高田道路と高屋町の市街地を結ぶアクセス向上等のため整備を提案	6.8km
	継続	東広島本郷忠海線 (現道)	高屋町高屋東・小谷 (交通安全)	交通量増加に伴う歩行者等の安全確保のため早期整備を提案	3.0km
	継続	志和インター線	志和インター入口北交差点～志和インター入口 (整備提案)	企業立地の進展等による交通量増加に伴う渋滞解消のため早期改良を提案	2.4km
	継続	馬木八本松線	八本松町原 (交通安全)	交通量増加に伴う歩行者等の安全確保のため早期整備を提案	1.2km
	継続		西条町馬木 (整備提案)	樋ノ詰橋東交差点の慢性的渋滞の解消を図るため、整備を提案	0.9km
	新規	東広島白木線	八本松町原 (整備提案)	記念橋西詰交差点の慢性的渋滞の解消を図るため、整備を提案	1箇所
	継続		志和町志和東 (交通安全)	交通量増加に伴う歩行者等の安全確保のため早期整備を提案	2.9km
	新規	安芸津下三永線	八本松町飯田	交通量増加に伴う歩行者等の安全確保のため早期整備を提案	1.0km
	継続		長野地区 (交通安全・整備提案)	交通量増加に伴う歩行者等の安全確保のため早期整備を提案	1.1km
	継続	瀬野川福富本郷線	福富町上戸野 (線形改良)	福富バイパス南工区の代替路線として早期整備の提案	1.2km
一般 県 道	継続	吉川大多田線	黒瀬町大多田～八本松町吉川 (整備提案)	吉川工業団地の工場増設に伴う交通量増加への対応として早期整備を提案	—
	継続	小河原志和線	別府工区 (整備提案)	広島市と志和地区を結ぶ道路として整備提案(東広島市園芸センターから広島市境までの区間の整備)	2.2km
	継続	河戸豊栄線	出会の宮交差点 (河戸) (整備提案)	線形不良・幅員狭小の交差点の早期整備を提案	1箇所
	継続	造賀八本松線	八本松町飯田 (交通安全)	急速な住宅開発に伴う交通量増加への対応として歩行者等の安全確保のため早期整備を提案	2.4km
	継続	吉川西条線	八本松町原	吉川工業団地の工場増設に伴う交通量増加への対応として早期整備を提案	2.6km
	継続	下三永吉川線	西条町下三永	周辺市町を結ぶ幹線道路として早期整備を提案	2.6km
	継続	津江八本松線	吉川～広島市工区 (整備提案)	周辺市町を結ぶ幹線道路として線形不良地区の早期整備を提案	2.0km
	継続	小多田安浦線	黒瀬町宗近柳国 (整備提案)	本市(黒瀬地区)と呉市(安浦地区)を結ぶ幹線道路として早期整備を提案	1.3km

16 主要地方道・一般県道の整備促進 (県関係)



17 都市計画道路・地区計画道路の整備推進

【提案先：国土交通省、広島県】

【提案事項】

○ 都市計画道路、地区計画道路の整備のための財源確保を行うこと

【現状・課題等】

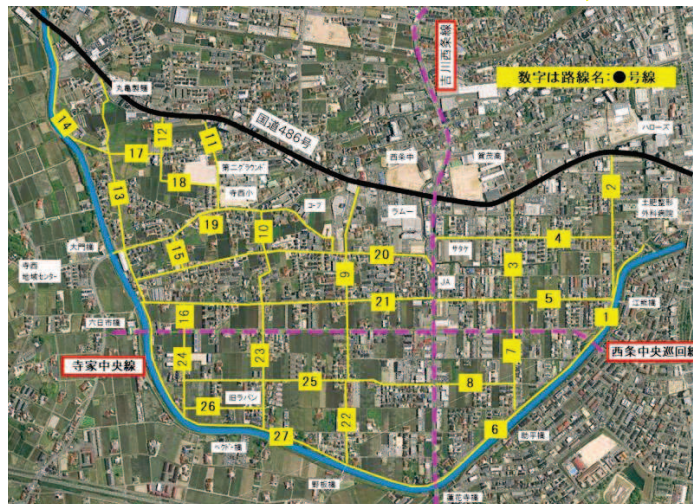
- ・本市では、市街地内での慢性的な交通渋滞、狭隘な道路と歩道の整備がなされていない地区があり、自動車のスムーズな通行と通学路による歩行者の安全確保が課題となっている。
- ・計画的に整備推進するための財政支援の拡充が必要である。

東広島市の取組状況等

17 都市計画道路・地区計画道路の整備推進



西条第二地区



西条町中心市街地



道路の現状

- 本市における都市計画道路の整備率は延長比63.3%と低く、市中心部から幹線道路へのアクセスとなる街路整備の遅れから、市街地内での交通処理に支障をきたしている。また、通学路として歩行者の安全確保が求められており、歩道の設置が喫緊の課題となっている。
- 西条第二地区内の狭隘な道路による渋滞の解消と歩行者の安全確保が求められており、地区計画道路の整備が求められている。
- 雨污水等のインフラの整備と一体的に道路の拡幅を行う必要があるため、他の事業についても国の財政支援が行われることが必要である。

18 一般廃棄物処理施設の解体工事費に係る財政支援

【提案先：総務省、環境省】

【提案事項】

○ 一般廃棄物処理施設の解体工事に対する財政支援の拡充を行うこと

【現状・課題等】

- ・一般廃棄物処理施設の解体撤去工事費については、現行制度では、施設の統合・集約化を行った場合に限り、新たに整備した施設数と同数の廃焼却施設のみが交付対象とされている。一方で、し尿処理施設の解体撤去は交付対象外であるため、自治体の財政負担が大きく解体撤去及び跡地利活用が進まない要因となっている。
- ・複数施設を広域化・集約化した場合には、整備した施設数にかかわらず、集約した全ての焼却施設及びし尿処理施設を、循環型社会形成推進交付金の対象とする等の財政支援が必要である。

東広島市の取組状況等

18 一般廃棄物処理施設の解体工事費に係る財政支援

○広島中央環境衛生組合（東広島市、竹原市及び大崎上島町の2市1町で構成）で管理運営している、ごみ焼却処理施設3施設及びし尿処理施設3施設の更新時期に併せて、国の施策である施設の集約化（広域処理）を実現、「広島中央エコパーク」として令和3年10月から稼働開始した。

○旧施設の解体撤去について、現行制度における解体工事に対する財政支援である循環型社会形成推進交付金では、解体する廃焼却施設と整備する施設が同数に限るとされている。施設を集約し、整備する施設数を解体する施設数が超える場合、その超える施設については交付金の対象外となる。また、し尿処理施設については対象となっていない。

○一般財源で解体撤去等を行う場合、財政負担が大きく、また、交付金等の対象とならない施設があることによって、構成市町間の財政負担に差が生じるなど、解体工事等が進まない要因となる。

【解体撤去が必要な施設】

処理区分	施設名	処理能力	竣工	状況
ごみ焼却 処理施設	賀茂環境衛生センター	300t/日	昭和60年9月	令和7年9月解体済 (交付金対象事業)
	竹原安芸津環境センター	105t/日	平成3年3月	交付金対象外事業
し尿処理 施設	賀茂環境衛生センター	210kl/日	昭和60年9月	令和7年9月解体済 (交付金対象外事業)
	竹原クリーンセンター	50kl/日	昭和62年3月	交付金対象外事業
	安芸津クリーンセンター	21kl/日	平成2年3月	交付金対象外事業

【解体等に必要な経費】

施設名	解体費(百万円)	関係市
賀茂環境衛生センター(し尿処理施設を含む。)	(解体済み) 1,517	東広島市
竹原安芸津環境センター	1,485	東広島市、竹原市
竹原クリーンセンター	520	竹原市
安芸津クリーンセンター	556	東広島市
計	4,078	

【事業位置図】



19 有機フッ素化合物に関する情報提供及び財政措置等

【提案先：総務省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省】

【提案事項】

- 有機フッ素化合物に関する情報を早期に提供すること
- 調査や汚染除去等の対策について、国が主体的に取り組み、地域が行う対策について技術的な助言を行うこと
- 汚染状況調査等に要する地方負担額について財政措置を講じること

【現状・課題等】

- ・汚染が確認された地域の住民の血中から、2,000ng/mlを超える極めて高いPFOS等が検出されており、健康や農作物等への影響に対する不安が高まっている。このため、PFOS等の環境影響や健康影響についての科学的知見を早期に整理し、住民に対する迅速かつ的確な情報提供が必要である。
- ・PFOS等に関する知見を集積するとしている国が主体となり、発生源特定のための調査や汚染源の除去等に取り組むとともに、地域の汚染対策について具体的なガイドラインを示すことが必要である。
- ・主に国や県等が実施している要監視項目の調査について、市が実施した場合の費用負担や、汚染地域の住民に対する支援について、財政措置が必要である。

東広島市の取組状況等

【取組状況】

- 令和5年末から令和6年2月にかけて瀬野川水系の河川・地下水中の有機フッ素化合物調査を実施、地下水から最大で暫定指針値の300倍の有機フッ素化合物が検出された。
- PFOS等の暫定指針値超過エリアを特定し、エリア内の水道未給水世帯に対し、水道敷設や健康診断を実施。
- 令和6年2月に東広島市有機フッ素化合物環境調査検討委員会を設置し、意見を参考にして、「PFOS及びPFOAに関する対応の手引き」に従いモニタリングを実施している。
- 令和6年6月に東広島市有機フッ素化合物健康影響評価検討委員会を設置し、地域の住民の健康への影響の把握、評価及び健康不安への対策について検討した。
- 令和7年度、新たに長谷川流域及び田万里川支川で指針値の超過が確認されたため、地下水の飲用による暴露防止に取り組み、広島県と連携しモニタリング調査を実施している。

【今後について】

- 市は指針値超過エリア内の水質調査や事業所等への聴取を行った。米軍川上弾薬庫内について、市は調査することができないため、国を通じて米軍に対し弾薬庫内の調査を働きかける必要がある。
- 健康への影響等が懸念されており、不安を抱える住民の相談に対応するためには、有機フッ素化合物に関する毒性や環境影響、健康影響について情報が必要である。
- 汚染範囲はほぼ特定されたが、「PFOS及びPFOAに関する対応の手引き」に示される暴露防止の取組み(水道接続支援等を含む。)や継続的な監視調査を実施するには、財政的な支援が必要である。

19 有機フッ素化合物に関する情報提供及び財政措置等

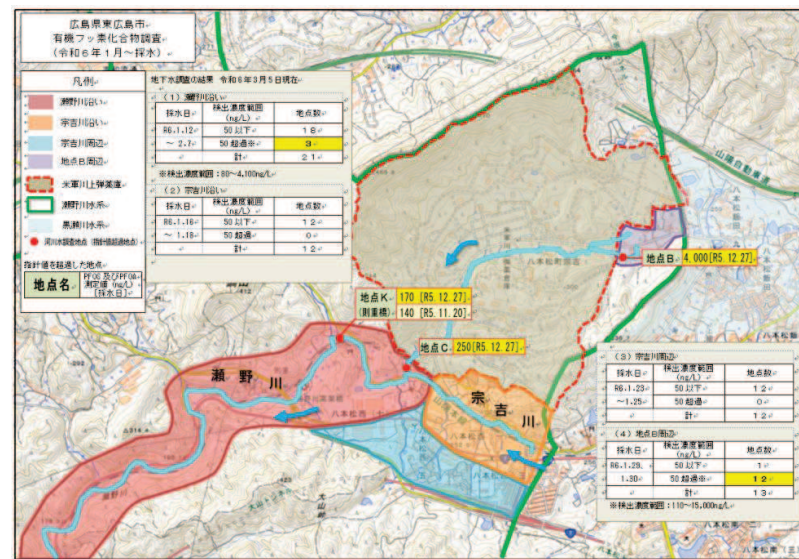


表 河川・地下水中PFOS等モニタリング結果

(PFOS・PFOA合算値 単位:ng/L)

地点名			令和5年度	令和6年度	令和7年度
河川	地点B付近	地点15	1,500	1,700～3,600	1,000～1,900
		地点17	3,600	3,000～7,400	2,100～4,600
		地点2	2,700	2,800～6,200	1,800～3,000
	瀬野川沿い	地点C	250	200～470	140～370
		地点K	170	100～190	84～130
地下水	地点B付近	上組東8	15,000	4,300～5,200	3,800～4,300
		上組東2	1,300	640～970	560～760
	瀬野川沿い	宗吉北9	4,100	3,500～6,000	1,000～5,300
		宗吉北10	1,600	980～2,300	850～4,800
		則重9	80	61～280	59～150
		則重11	—	990～1,100	130～390

20 浄化槽の設置・整備等の推進

【提案先：環境省、広島県】

【提案事項】

- 小型浄化槽の世帯規模に応じた浄化槽への更新に対する財政的支援を
すること
- 住宅団地大型浄化槽の改修等に対する財政的支援をすること

【現状・課題等】

- ・小型浄化槽や住宅団地の大型浄化槽について、高齢化や世帯人員の減、空家増加により、一世帯当たりの維持管理費用の負担が増大傾向にある。
- ・費用負担軽減のため、世帯規模に応じた浄化槽への更新、住宅団地大型浄化槽の改修等に係る財政的支援が必要である。

東広島市の取組状況等

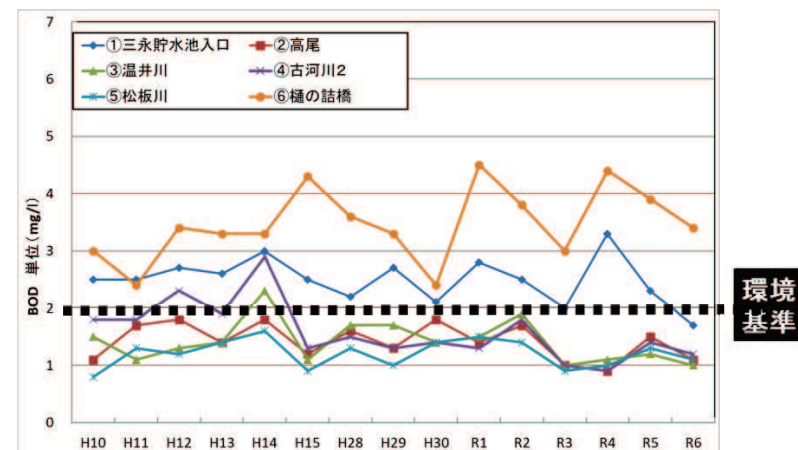
- 公共下水道認可区域以外の区域における重要な施策として、小型浄化槽設置整備事業を推進することにより、生活排水による公共用水域の汚濁防止に取り組んでいる。
- 平成元年から、小型浄化槽設置整備事業による整備促進に取り組み、これまで計13,497基の小型浄化槽が設置されている。
- 社会変化に伴う世帯員減のため、浄化槽の維持に係る財政負担が大きくなっている世帯が増えており、世帯規模に応じた浄化槽への更新により、修繕、保守点検、清掃など適切な管理を促す必要がある。
- 平成29年度からは、住宅団地の大型浄化槽の改修に対する補助制度を創設し、老朽化などを勘案して計画的に支援しているところであるが、大型浄化槽を設置している住宅団地の大半が稼働後25年以上を経過し、早急な老朽化対策が必要となっている。
※51人槽以上…27団地、内 501人槽以上…8 団地
- 一方で、高齢化や空家増加のため、住宅団地の大型浄化槽の維持管理費用の負担が困難となってきており、長寿命化のための大規模改修など適切な管理を促す必要がある。
- 河川の水質改善は一定の成果が上がっているものの、黒瀬川流域での環境基準を達成するために、継続してみなし浄化槽から浄化槽への切替えを推進していく必要がある。



老朽化が進んだ住宅団地の大型浄化槽の様子

20 浄化槽の設置・整備等の推進

＜黒瀬川の水質(生物化学的酸素要求量BOD)の推移＞



＜東広島市の生活排水処理の現状＞

総人口
190,363人(100%)

(R7.3.31現在)

公共下水道区域人口
124,789人(65.6%)

集落排水施設区域人口
2,378人(1.2%)

浄化槽区域人口
63,196人(33.2%)

合併浄化槽
52,199人(27.4%)

合併浄化槽への転換を図るため今後も補助が必要

非水洗化トイレ・
みなし浄化槽
12,800人(6.7%)

21 農業集落排水処理施設のストックマネジメントの推進

【提案先：農林水産省、広島県】

【提案事項】

○ 板城地区農業集落排水処理施設の不明水対策推進のための財政支援を拡充すること

【現状・課題等】

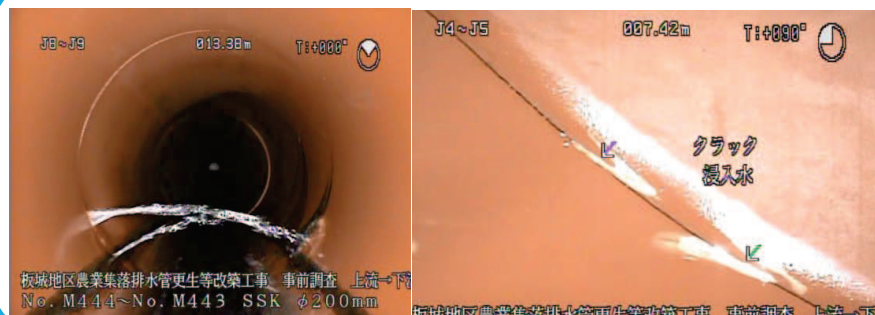
- ・本市では、管路の不良箇所（ハイセラミック管のクラック）からの地下水流入により、降水量の多い梅雨時期などには、処理能力の3倍以上もの流入があり、汚水の適正処理に支障をきたしている。
- ・その対策工事を行うためには、さらなる財源支援が必要である。

東広島市の取組状況等

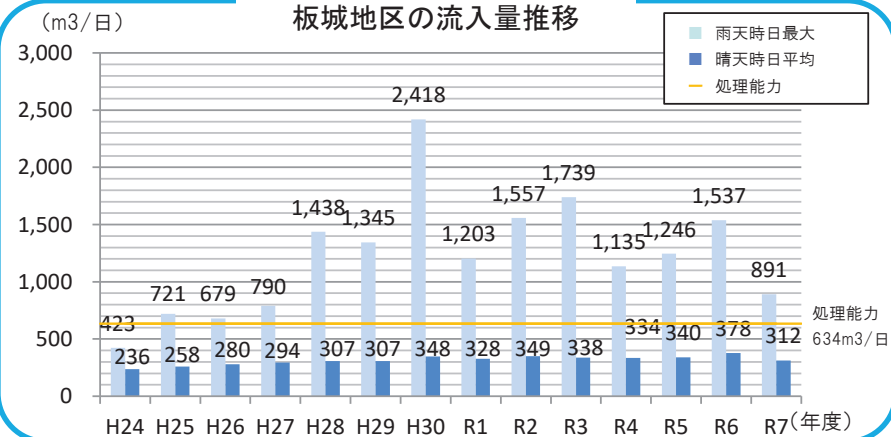
21 農業集落排水処理施設の ストックマネジメントの推進

○令和元年度より不良管渠の改築更新に着手しており、今後も継続して污水管渠の機能強化を図っている。

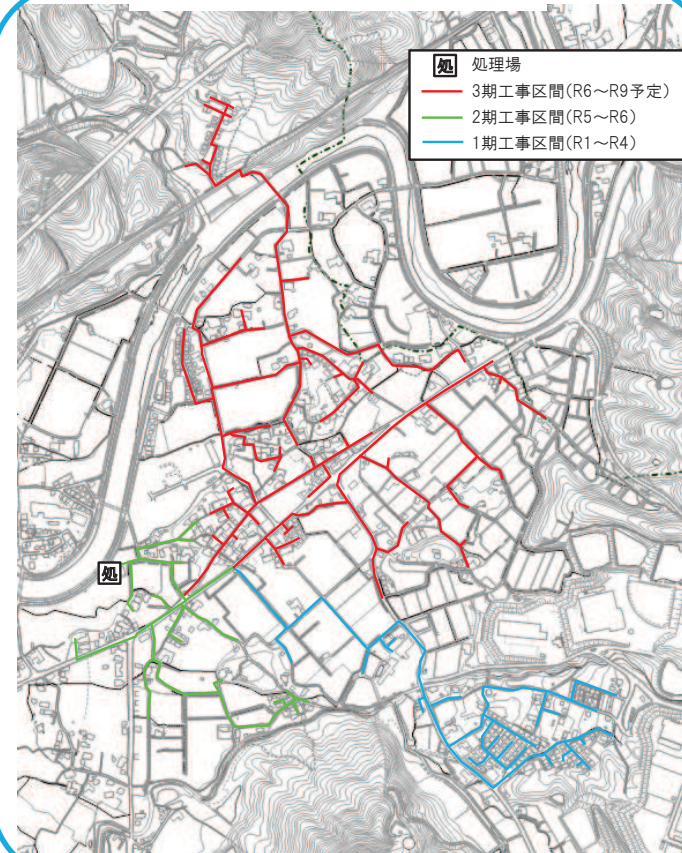
板城地区ハイセラミック管クラック状況



板城地区の流入量推移



板城地区管路布設状況



22 学校部活動の地域展開に係る財源の確保

【提案先：文部科学省、総務省、広島県】

【提案事項】

- 学校部活動の地域展開を安定的に推進するため、指導者報酬・移動費・運営費について、国および県による継続的かつ十分な財政支援制度の創設・拡充を図ること

【現状・課題等】

- ・ 国は、改革実行期間内（～令和13年度）に地域展開を達成する方針を示しており、本市でも令和10年度から本格実施を予定し、具体的な実施体制の構築が求められている。
- ・ 本市においても、モデル事業の実施や関係者へのアンケート調査を通じ、本格実施を見据えた準備を進めているが、外部指導者への報酬や交通費、生徒の移動支援等に係る経費負担は大きく、自治体単独での継続的な対応には限界がある。
- ・ 特に中山間地域では、保護者負担の増大や地域格差の拡大が懸念されており、地域展開を持続可能な制度として定着させるためには、全国的な公平性を踏まえた国・県による財政支援と、地域の実情に応じた柔軟な支援制度の整備が不可欠である。

東広島市の取組状況等

【本市の対応状況】

- 令和7年度：地域・大学・団体と連携したモデル事業を実施、保護者・生徒等を対象にアンケートを実施
- 令和8年度：推進方針の策定予定、地域展開のモデル事業を実施予定
- 令和10年度中：休日部活動の地域展開を本格的に実施予定

【提案の背景】

- 生徒が多様なスポーツ・文化活動に継続的に取り組める環境の整備と教職員の業務負担軽減及び働き方改革の推進の両面から、国の重要施策として位置付けられている。
- しかし、財源や人材確保に課題があり、自治体単独での対応には限界がある。

【提案内容】

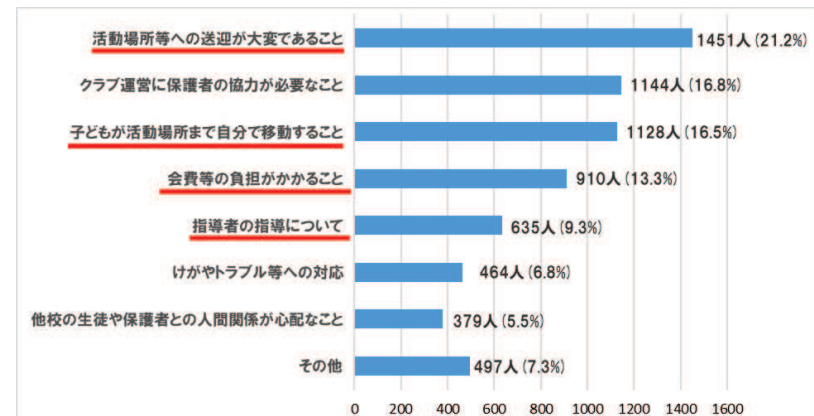
地域展開を円滑に進めるため、以下の制度整備を求める。

- 外部指導者報酬や生徒の移動費等を支援する補助制度等の創設
- 地方交付税での加算措置による制度の安定化
- 地域指導者の人材バンクや研修機会の提供等を通じた人材確保に向けた国・県の支援の強化

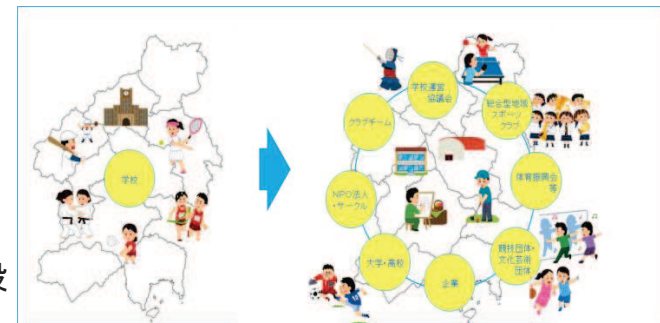
22 学校部活動の地域展開に係る財源の確保

R8.2 保護者アンケートより

学校部活動を地域クラブが担うことについて心配されることがあれば教えてください。
(複数回答可)



※ 本アンケート結果からは、送迎や移動負担、会費等の経済的負担、指導体制に対する不安が多く示されている。これらは、移動支援や運営体制の整備、指導者の確保・育成等を通じて対応が可能な課題であり、こうした対応に要する財政的支援が不可欠である。



23 学校施設の長寿命化に対する財政措置の拡充

【提案先：文部科学省】

【提案事項】

- 学校施設の長寿命化推進に必要な予算を確保すること
- 長寿命化改良事業の推進に向けた財政支援の充実改善を図ること

【現状・課題等】

- ・学校施設の老朽化については、計画的に長寿命化改良事業を推進しているが、複数年工事（2か年の整備計画）において、1年目の交付金は採択されたものの、2年目の交付金は採択されないなど、財源の確保が課題となっている。
- ・学校施設における長寿命化改良事業は、計画的かつ確実に推進させる必要があるため、国の予算においても確実に必要額を確保するとともに、実態に即した建築単価の設定と交付金算定割合の引き上げを行うなど、財政支援の充実改善を図ることが必要である。

東広島市の取組状況等

23 学校施設の長寿命化に対する財政措置の拡充

○本市の学校施設の長寿命化改廃事業計画における今後10年間の事業費見込

(設計及び仮設校舎建設に要する事業費は含まれていない)

R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	計
28.04億	35.62億	11.72億	10.47億	8.04億	24.89億	41.49億	38.51億	43.05億	57.11億	298.94億

○本市における長寿命化改廃工事に要する予算単価と交付金の比較

本市の長寿命化改廃工事の工事単価	学校施設環境改善交付金の算定用工事単価	
小中学校を長寿命化改廃する場合の 本市の予算単価 (鉄筋コンクリート造の場合)	①建築単価×加算単価(2.5%)	345,200円/㎡
	②改修比率	69.7%
	③交付金算定割合	1/3
35万円/㎡	④(①×②×③)	80,201円/㎡

本市の予算単価約35万円/㎡に対し、当該交付金の算定用工事単価は約8万円/㎡となっており、本市の財政負担が非常に大きいことから、実態に即した建築単価の設定と交付金算定割合の引き上げ(例:1/3⇒1/2)が必要である。

○市の実質負担分の比較(4,000㎡の長寿命化改廃工事を行った場合) ※借入利子除く

	現行の財政支援制度		本市要望の財政支援制度	
A 工事費	35万円×4,000㎡	1,400,000千円	35万円×4,000㎡	1,400,000千円
B (国庫補助対象)	345,200(①)×4,000㎡×69.7%	(≒962,417千円)	35万円(①)×4,000㎡×69.7%	(975,800千円)
C 交付金	80,201(④)×4,000㎡	320,804千円	120,302円(④※)×4,000㎡ ※補助率1/2で算定	481,208千円
D (地方債借入)	(B-C)×90%	(577,400千円)	(B-C)×90%	(445,100千円)
E 交付税算入(通常)	D×75/90×70%	336,816千円	D×75/90×70%	259,641千円
F 交付税算入(財源対策)	D×15/90×50%	48,116千円	D×15/90×50%	37,091千円
市の実質負担分	A-(C+E+F)	694,264千円	A-(C+E+F)	622,060千円

4,000㎡の長寿命化改廃工事を行った場合、本市の実質負担額は、約0.72億円の負担の軽減を図ることができる。

24 学校給食費無償化の取組に対する財政支援の拡充

【提案先：文部科学省】

【提案事項】

- 中学校での学校給食費無償化を早期に実現すること
- 小学校での学校給食費完全無償化に向けた財政措置を拡充すること

【現状・課題等】

- ・令和8年度から小学校における学校給食費の抜本的な負担軽減のための「給食費負担軽減交付金」が創設された。公平性を確保するためにも中学校においても早期に実現する必要がある。
- ・小学校においては、国からの「給食費負担軽減交付金」の基準額では不足している自治体が多い。差額分については、保護者負担として対応する自治体もあるが、本市では、完全無償化に対する保護者の期待が強い中、市費で補填することとした。自治体間格差を解消するためにも、国費による財政支援の拡充が必要である。

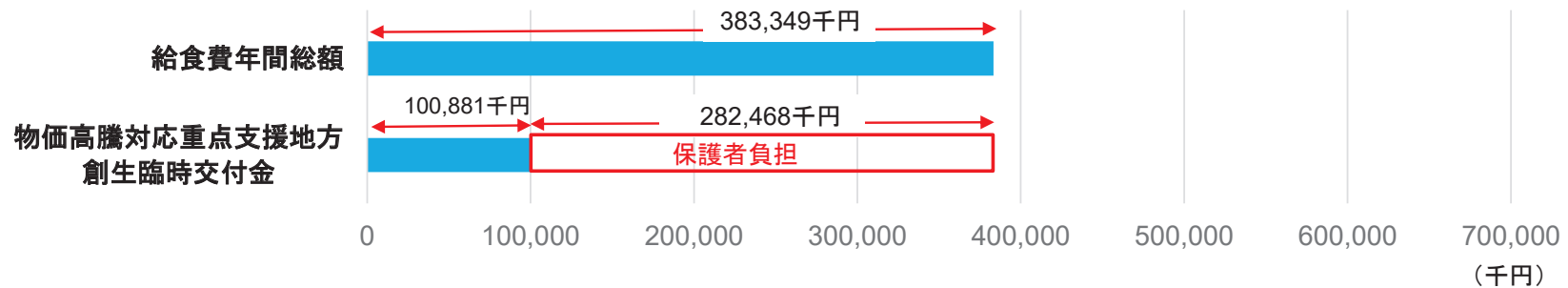
東広島市の取組状況等

24 学校給食費無償化の取組に対する財政支援の拡充

※ いずれも令和8年度当初予算額

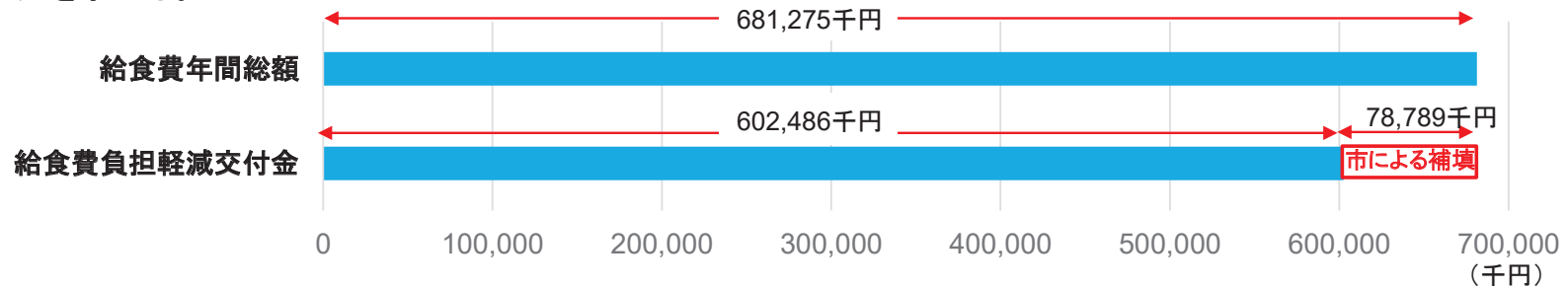
・ 中学校給食費

臨時交付金により学校給食費の保護者負担の増額は抑制しているものの、無償化された小学校給食との公平性を確保するため、中学校における給食費無償化の早期実現を求める。



・ 小学校給食費

国の基準額5,200円では、給食食材費に係る費用を全額賄えないため、差額分は市の一般財源により補填し、学校給食費の完全無償化を実現している。地方自治体間で格差が生じないよう、国費による支援の拡大を求める。



25 地域の拠点校を核とした高等学校間連携の在り方の検討

【提案先：広島県】

【提案事項】

- 地域の拠点校を核とした学校間連携等の工夫により、多様な進路選択を確保できる高等学校の再編を進めること

【現状・課題等】

- ・少子化の進行に加え、私立高等学校の授業料無償化や教員志望者の減少などにより、公立高等学校を取り巻く環境は厳しさを増している。
- ・加えて東広島市では、市外進学を選択する動きが広がっており、市内の高等学校が多様な進路ニーズに十分応えられているのかという課題を浮き彫りにしている。
- ・こうした中、学校規模のみを基準として再編の議論が進むと、進路の多様性や地域性を十分に踏まえることが難しく、進路選択肢の縮小や若者の流出につながるおそれがある。このため、教育の持続性を確保しつつ、質と多様性を両立させ、生徒のニーズに応える視点が必要である。

東広島市の取組状況等

25 地域の拠点校を核とした高等学校間連携の在り方の検討

【本市の多様な学びの取組】

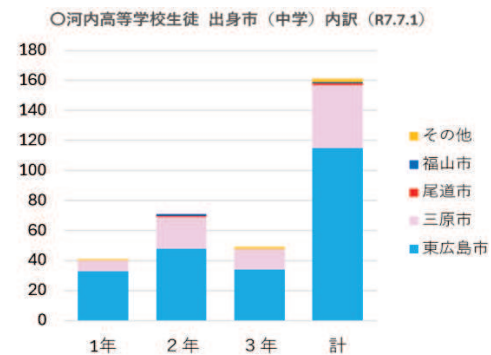
・東広島市は、学園都市として多様な教育・研究資源を有する地域特性を踏まえ、「多様な学びの場の確保」と「地域とともにある学校づくり」を重視してきた。中学校段階では、生徒一人一人の個性や志向を尊重した進路指導を行っており、進路先は普通科や専門学科、小規模校など多岐にわたっている。

【拠点校と周辺校の役割】

・現在、市内の県立高等学校の中には、市内から多くの生徒を集め、地域における教育・進学の中核的役割を担う学校が存在している。
・こうした学校を拠点校として明確に位置づけて整備し、周辺校と連携しながら、教育内容や専門性を地域全体に広げていくことが重要であると考えている。

・一方、中山間地域等の高等学校には、小規模ならではのきめ細かな指導に加え、地域行事への参加を通じて、地域と連動した教育を行っている学校もあり、通学条件を含め、地域の中学生にとって重要な進路選択肢となっている。
・整備された拠点校と周辺校が役割分担し、学校間連携や地域との協働によって機能する体制は、生徒の進路の多様性を確保するとともに、公立高等学校全体の魅力向上につながるものとする。

【周辺校は、市内生徒の重要な進路選択肢となっている】



○河内高校の生徒数内訳
（本市出身の生徒が半数以上を占める）



○地域行事への参加の様子
（上：賀茂北高校、中：豊田高校、下：河内高校）

26 不登校等児童生徒への支援

【提案先：広島県】

【提案事項】

- 生徒指導・進路指導充実のための不登校対応職員等配置への財政措置
- スクールソーシャルワーカー配置への財政措置を拡充すること

【現状・課題等】

- ・不登校児童生徒が多数おり、多様な学びの場や個に応じた支援が必要である。
- ・本市では、多様な学び場の一つとして、校内にスペシャルサポートルームの設置を進めているが、不登校対応職員等の配置ができないため、全ての学校への設置ができていない。
- ・スクールソーシャルワーカーの配置のない中学校区にも要保護・準要保護世帯が一定数あることなど、学校による対応だけではなく、福祉機関との連携が必要な家庭があり、他機関連携が必要である。

東広島市の取組状況等

26 不登校等児童生徒への支援

1 スペシャルサポートルームの設置状況

	人数	配置校
令和6年度	18校(県6校・市12校)	県…高屋中、向陽中、磯松中、高美が丘中、西条中、松賀中 市…西条小、三ツ城小、川上小、中黒瀬小、高屋西小、龍王小、八本松小、寺西小、東西条小、黒瀬中、中央中、八本松中
令和7年度	26校(県9校・市17校)	県…高屋中、向陽中、磯松中、高美が丘中、西条中、松賀中、八本松中、安芸津中、寺西小 市…西条小、三ツ城小、川上小、中黒瀬小、高屋西小、龍王小、八本松小、東西条小、御蔭宇小、志和小・中、福富小・中、河内小・中、黒瀬中、中央中
令和8年度	26校(県9校・市17校)	県…高屋中、向陽中、磯松中、高美が丘中、西条中、松賀中、八本松中、安芸津中、寺西小 市…西条小、三ツ城小、川上小、中黒瀬小、高屋西小、龍王小、八本松小、東西条小、御蔭宇小、志和小・中、福富小・中、河内小・中、黒瀬中、中央中

不登校児童生徒は、令和5年度以降は令和2年度と比較し約3倍で推移しており、通常の学級による支援だけでは個の状況に応じた支援が困難である。

今後、個に応じた多様な学びの場として、現在スペシャルサポートルームを設置できていない約300人以上の4小学校への設置を希望する。

2 スクールソーシャルワーカー配置状況

	人数	配置校
令和6年度	12人(県費7人・市費5人)	県費…高屋中、黒瀬中、八本松中、磯松中、松賀中、高美が丘中、西条中(550h×6人+520h×1人) 市費…5人(2,862h)
令和7年度	13人(県費7人・市費6人)	県費…高屋中、黒瀬中、八本松中、磯松中、松賀中、西条中、中央中(550h×6人+520h×1人) 市費…6人(2,862h)
令和8年度	14人(県費8人・市費6人)	県費…高屋中、黒瀬中、八本松中、磯松中、松賀中、西条中、中央中、豊栄中(550h×5人+520h×3人) 市費…6人(3,500h)

経済状況等、生活環境に課題のある児童生徒の家庭等に対して効果的な支援を行うためには、家庭・地域と学校との連携が重要である。要保護・準要保護世帯が一定数おり、令和7年度の認定者数は、1,784人である。福祉に関する専門的な知識を十分に身につけていない教職員がこうした状況に対応し、多様な支援に結びつけることは困難である。

今後、さらに、専門的な立場での助言や効果的な保護者支援により、円滑な保護者連携を図るため、全中学校区への配置に向け配置できていない6中学校区へ6人のスクールソーシャルワーカーの配置を希望する。

27 生涯学習施設の長寿命化に対する財政支援の拡充

【提案先：文部科学省】

【提案事項】

○ 長寿命化改良の推進に向けた財政支援の拡充を図ること

【現状・課題等】

- ・生涯学習関連施設の長寿命化においては、耐震基準やバリアフリー化など現行法への適合や省エネ対策等により環境への配慮が求められることから、施設や設備の更新にかかる費用が増大化している。
- ・生涯学習環境における地域間格差を抑制していくためには、施設の統廃合や他施設との合築等を伴わない既存施設の機能維持が必要であり、現行の支援制度では、施設の長寿命化に伴う財政負担が多額となり、新たな補助制度の創設や、交付税措置率の引き上げ、交付対象の拡大など、財政支援の拡充が必要である。

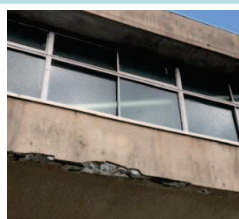
東広島市の取組状況等

《直近の改修実績(予定)》

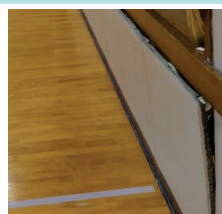
内容	実施年度	総事業費	国の財政支援	市の実費負担
黒瀬生涯学習センター	R7～8	10.3億円	2.8億円	7.5億円

《市内主要8施設の長寿命化計画における20年間の事業費見込》

内容	総事業費	国の財政支援	市の実費負担
大規模改修 長寿命化改良 (躯体、空調、消防設備等)	21.0億円	なし	21.0億円
大規模改修 長寿命化改良 うち R8	5.8億円	充当率90% 交付税措置30% =1.5億円	4.1億円
部位修繕 特殊設備修繕 (部隊設備等)	22.8億円	なし	22.8億円
計	49.4億円	1.5億円	47.9億円



躯体の劣化・剥落



壁・天井の劣化・剥落



長寿命化修繕をしないと大規模改修または新築建て替えが必要

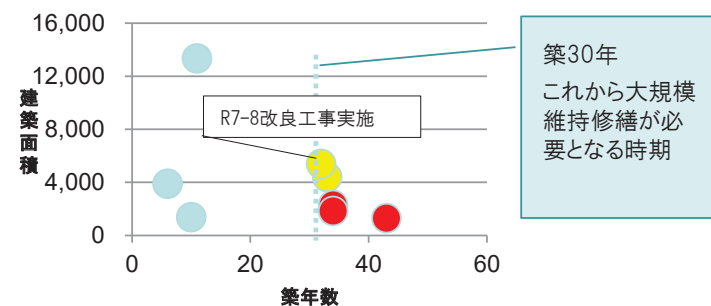
【補足】

- 公共施設等適正管理推進事業債の交付税措置等については、現在令和8年度までとされている。たとえ更新される場合においても、財政力指数の補正により、本市の財政負担は非常に大きく計画の実施に支障をきたすことから、新たな補助制度の創設や交付税措置率の引き上げが必要。
- 長寿命化のための改良については交付税対象となっているが、部位修繕等の機能回復のための修繕については、原則、交付税対象外となっており、計画に含まれるものについては、財政支援の対象とするなど、対象の拡大が必要。

27 生涯学習施設の長寿命化に対する財政支援の拡充

主要8施設の概要

施設区分	構造	竣工年	経年
図書館	RC	1993	33
学習支援施設	RC	1992	34
学習支援施設	RC	1994	32
学習支援施設・図書館	RC	2016	10
文化芸術施設	SRC・RC	2015	11
文化芸術施設	RC	2019	7
スポーツ施設	RC	1983	43
スポーツ施設	RC	1992	34



28 中山間地域等の人口減少地域に関する支援

【提案先：広島県】

【提案事項】

- 広島県中山間地域振興条例に定義される対象地域を拡大すること
(特定農山村法の指定地域を加える)
- 人口減少が顕著な地域に重点化した事業展開を継続的に支援すること

【現状・課題等】

- ・本市では中心部の人口増加が続く一方で、人口減少が顕著な地域も多く存在する。
- ・これら人口減少地域では、高齢化及び人口減少に伴う過疎化に歯止めがかからず、地域コミュニティの維持、基礎的生活機能の維持が困難となっている。
- ・県央で広い市域を有する本市の持続可能な地域づくりの視点から、それぞれの地域の実情に応じた総合的な対策をより一層強化していくため、広島県の示す「中山間地域」の対象の拡大と更なる支援を求めていく必要がある。

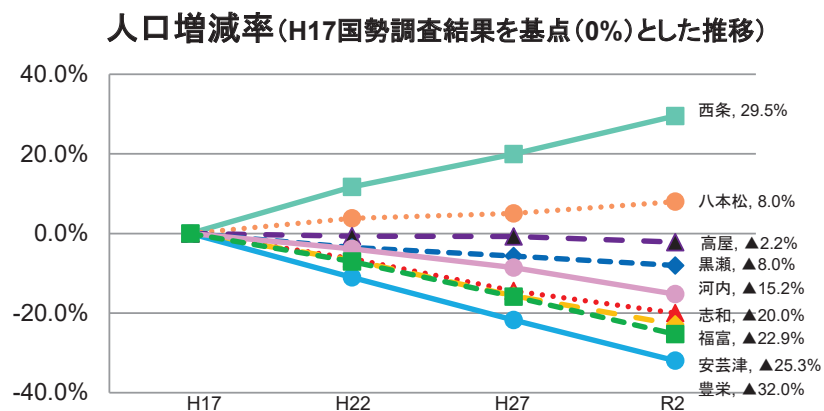
東広島市の取組状況等

【取組状況】

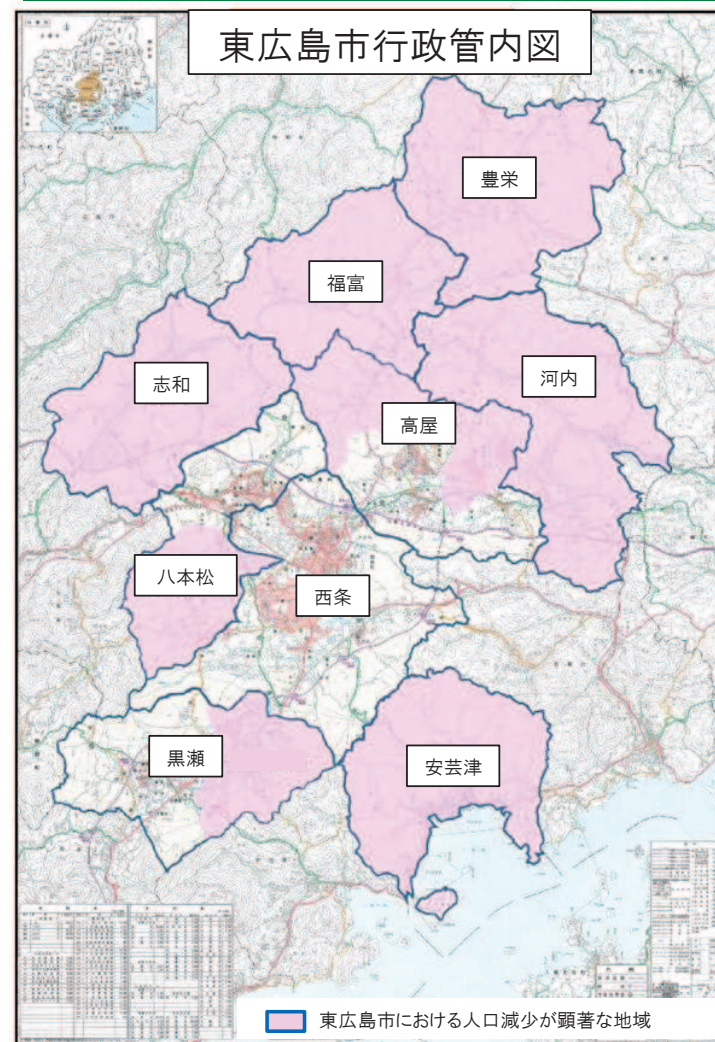
第五次東広島市総合計画後期基本計画において、9つの地域ごとの地域別計画を策定し、まちづくりの施策の方向性を定めるとともに、「多様な主体と地域資源を活かした人口減少地域総合対策」として、様々な分野を超えた取組みを包括的に展開している。

【期待される効果】

広島県中山間地域振興条例に定義する対象地域に特定農山村法の指定地域が加えられることで、広島県の協力と支援のもと人口減少地域の取組みの強化が図られ、本市の持続可能な地域づくりが推進されるとともに、県域の人口減少対策にも寄与する。



28 中山間地域等の人口減少地域に関する支援



29 鉄道の利便性の向上

【提案先：国土交通省、広島県、JR西日本】

【提案事項】

- 鉄道施設のバリアフリー化を促進すること
- JR山陽本線・呉線・山陽新幹線の利便性の向上を図ること

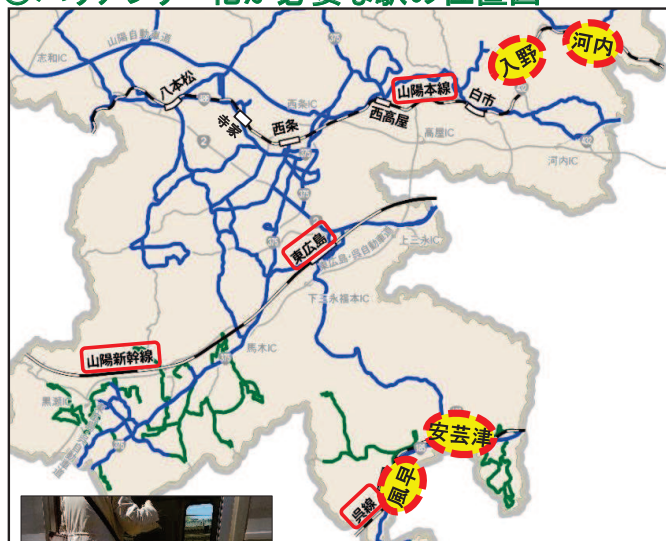
【現状・課題等】

- ・本市では、乗降客数の少ない駅において、バリアフリー化が未実施であることから、車両とホームの間に生じている段差や、車いすでは自力で渡れない跨線橋など、高齢者や障がい者等の利用に支障が生じており、自立を目指す交通弱者の視点に立った鉄道施設の利便性の向上が求められている。
- ・乗降客の利便性向上のため、鉄道施設のバリアフリー化の促進や、JR山陽本線・呉線・山陽新幹線の増便、広島シティネットワークの延伸等の対応が必要である。

東広島市の取組状況等

【鉄道施設のバリアフリー化の促進】

◎バリアフリー化が必要な駅の位置図



▲段差解消が必要なJR駅ホーム(約40cmの段差が生じている)

29 鉄道の利便性の向上

【JR山陽本線・呉線・山陽新幹線の増便、広島シティネットワークの延伸等】

みどりの券売機プラス⇒
(東広島駅、西条駅、西高屋駅に
導入済み)

※写真: JRおでかけネットより



赤枠: バリアフリー化未対応の駅

◎各駅別乗降客数の推移

単位: 人/日

路線名	駅名	R1	R2	R3	R4	R5	R6
山陽本線	八本松駅	7,766	6,234	5,994	6,406	6,452	6,526
	寺家駅	3,734	3,530	3,644	4,090	4,468	4,720
	西条駅	18,976	14,916	15,076	16,844	17,782	18,218
	西高屋駅	9,898	8,700	8,298	8,692	8,874	8,916
	白市駅	3,274	2,680	2,512	2,646	2,702	2,672
	入野駅	422	402	362	372	380	388
	河内駅	808	690	696	684	730	738
呉線	安芸津駅	704	582	530	514	522	516
	風早駅	410	376	364	344	382	328
小計		45,992	38,110	37,476	40,592	42,292	43,022
山陽新幹線	東広島駅	2,820	1,574	1,782	2,248	2,472	2,532
合計		48,812	39,684	39,258	42,840	44,764	45,554

30 安芸バイパス・東広島バイパス(東広島廿日市道路)の整備促進

【提案先:国土交通省】

【提案事項】

○ 安芸バイパス・東広島バイパスの更なる機能強化・強靱化対策を図ること

【現状・課題等】

- ・近年、東広島市内で産業団地の造成に伴い、自動車関連事業所の立地が増加するなど、西条バイパス沿線においても産業立地が進むなか、安芸バイパス・東広島バイパスが全線開通(2車線供用)し、生産活動の効率化や渋滞緩和に効果が現れている。
- ・平成30年7月豪雨災害時には、道路の崩落により約2週間通行止めとなり、住民生活や経済活動に多大な影響を与えた。
- ・広島広域都市圏を東西に繋ぐ基幹道路として、広島空港及び広島港へのアクセス強化や、生産活動の効率化等、整備効果を最大限発揮させる事が必要である。加えて災害時は救命救急活動や緊急物資輸送を支え、山陽自動車道や一般国道2号の代替路としての機能を有することから、4車線化など更なる機能強化・強靱化が必要である。

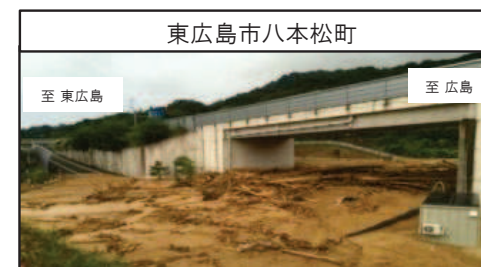
東広島市の取組状況等

30 安芸バイパス・東広島バイパス(東広島廿日市道路)の整備促進

○安芸バイパス・東広島バイパスについて、4車線化など更なる機能強化・強靱化を要望している。



平成30年7月豪雨災害時の通行止め箇所



31 一般国道2号西条バイパスの整備促進

【提案先：国土交通省】

【提案事項】

○ 国道2号西条バイパス4車線化の整備促進に必要な予算を確保すること

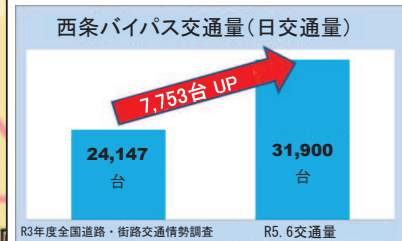
【現状・課題等】

- ・国道2号西条バイパスは、平成14年12月に2車線で全線開通し、また、令和5年3月に開通した東広島・安芸バイパスと合わせ、東広島市と広島市や広島空港、広島港等を結ぶ広域交通ネットワークを形成しているが、広域的な通過交通に東広島市街地からの交通が合流することで、通勤時間帯を中心に慢性的な交通渋滞が発生し、日常生活や経済活動の支障となっている。
- ・本路線は緊急輸送道路の機能を有し、また令和4年7月開業の「道の駅西条のん太の酒蔵」は防災道の駅に指定されている。
- ・本路線は、広島空港や広島港へのアクセス向上及び、産業活動の支援や経済活動の活性化に繋がるため、西条バイパス4車線化の整備促進を図る必要がある。
- ・令和8年3月には八本松地区において工事着手され、順次整備が進められる予定である。

東広島市の取組状況等

31 一般国道2号西条バイパスの整備促進

○一般国道2号西条バイパスの4車線化について、早期整備を要望している。



32 一般国道185号安芸津バイパス及び交通安全施設の早期整備

【提案先：国土交通省】

【提案事項】

- 国道185号安芸津バイパスを早期に整備すること
- 国道185号の交通安全施設(歩道)を早期に整備すること

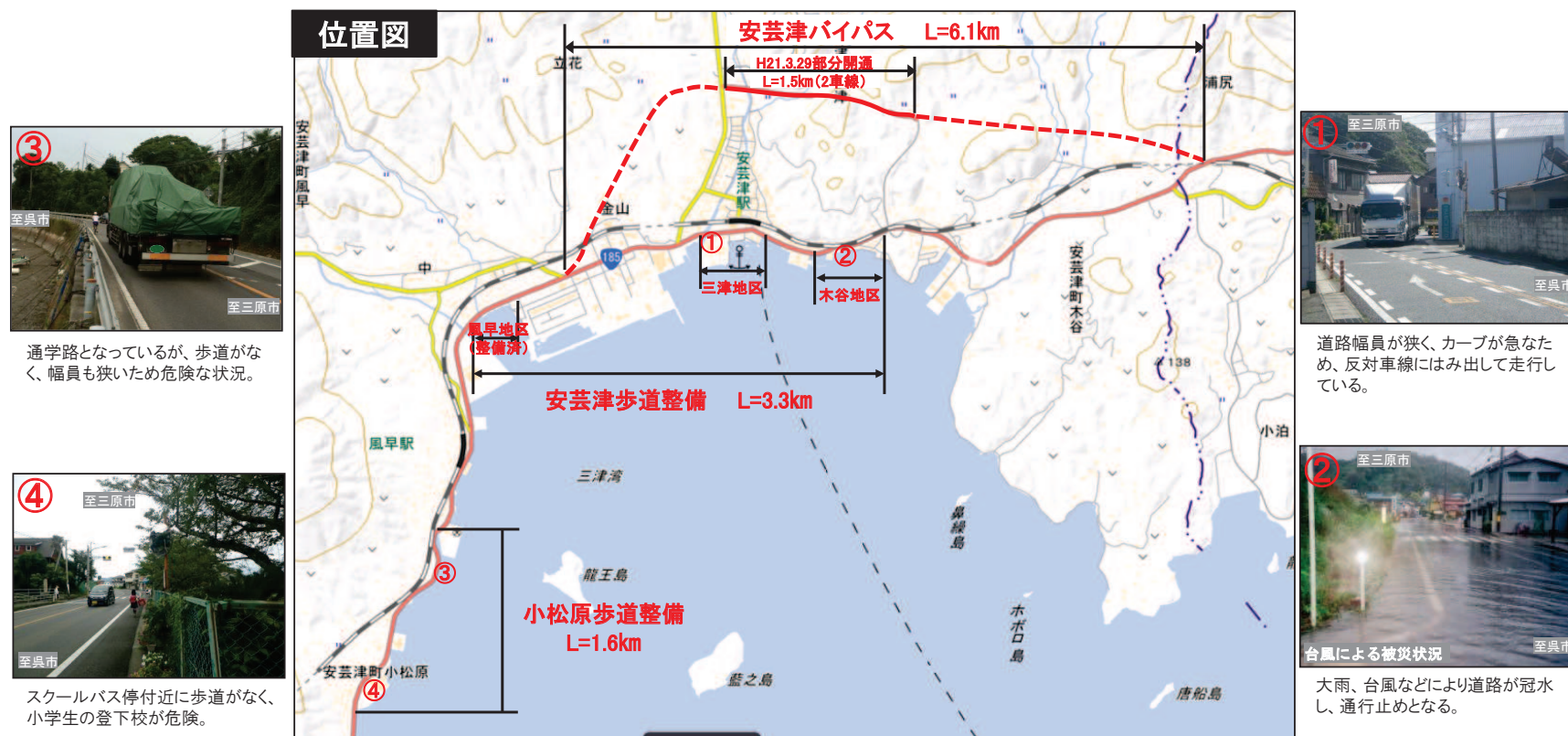
【現状・課題等】

- ・安芸津町の中心部においては、道路幅員の狭い箇所やカーブのきつい箇所が存在し、大型車の離合が困難な状況にある。また、安定的な輸送を確保すべき路線として重要物流道路に指定されているが、台風に伴う高潮による通行止めが頻発し、市民生活や経済活動に多大な影響を及ぼしている。
- ・安芸津バイパスの事業用地は概ね取得済みであり、地元からも早期整備に対する期待が高い。
- ・現道は通学路に指定されているが、歩道が十分に整備されておらず、歩行者等にとって危険な状態にあるため、歩道の早期整備が必要である。
- ・狭隘区間や線形不良箇所、台風や高潮等による通行止めを回避し、走行性、安全性を向上させるため、安芸津バイパスの早期整備が必要である。

東広島市の取組状況等

32 一般国道185号安芸津バイパス及び交通安全施設の早期整備

○一般国道185号安芸津バイパス及び交通安全施設について、早期整備を要望している。



33 東広島・呉自動車道の整備促進

【提案先：国土交通省】

【提案事項】

○ 東広島・呉自動車道の更なる機能強化・強靱化対策を図ること

【現状・課題等】

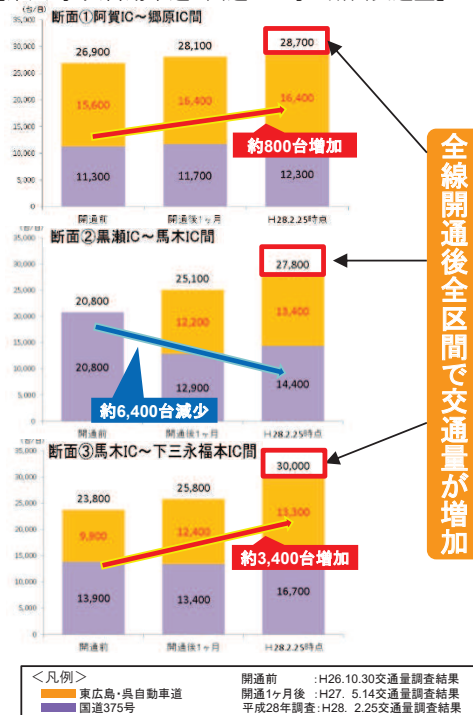
- ・呉市から東広島市を經由し、山陽自動車道及び広島空港へのアクセス性を高めるとともに、広域観光の開発や産業基盤、生活環境の整備促進を目的として整備が進められ、平成27年3月に高屋JCT・ICから阿賀ICまでの全線(L=32.8km)が開通した。平成29年4月には大多田ICが開通し、令和4年3月には阿賀IC立体化が完成した。
- ・全線開通により、懸案となっていた渋滞が減少し、沿線の産業団地が完売となるなど全線開通の効果が発揮されている。また、平成30年7月豪雨災害では、救命救急活動や緊急物資の輸送を支え、広島・呉間が通行止めの際、代替路として機能を発揮した。
- ・近年、雨の降り方の局地化・集中化により、豪雨災害が激甚化・頻発化しており、リダンダンシーの確保等、災害に強い道路ネットワークの構築のため、暫定2車線供用区間の4車線化などによる機能強化と強靱化対策を行い、道路の安全性・信頼性を向上させる必要がある。

東広島市の取組状況等

33 東広島・呉自動車道の整備促進

○東広島・呉自動車道の4車線化などによる機能強化・強靱化対策について、早期整備を要望している。

【東広島・呉自動車道と国道375号の断面交通量】



全線開通後、
沿線工業団地進出企業数
26社



34 東広島高田道路の早期整備

【提案先：国土交通省、広島県】

【提案事項】

○ 広域連携を強化する東広島高田道路を早期に整備すること

【現状・課題等】

- ・東広島高田道路は山陽自動車道と中国自動車道を南北に結び、広域的な地域集積圏の交流を促進し、県中央部と広島空港を結ぶフライト軸としての役割を担う重要な幹線道路であり、沿線自治体からも広島広域都市圏の連携強化のため、早期整備の要望が挙がっている。
- ・令和7年5月には向原吉田道路(安芸高田市)の供用が開始されたところであり、事業効果発現のためにも、本市域内における調査区間の追加指定、及び国道375号と接続する調査区間7kmの整備区間指定が必要である。また、本市の整備区間2kmのうち、未整備となっている約1kmの区間の早期整備が必要である。

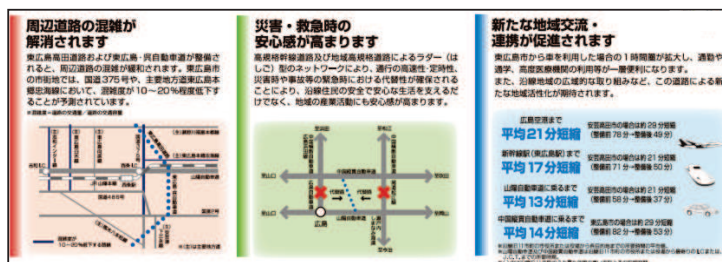
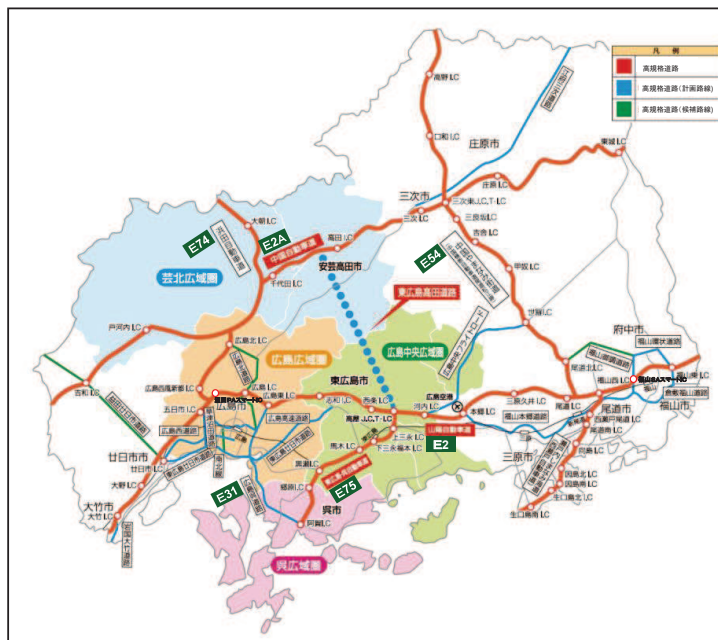


令和7年5月25日
向原吉田道路
(向原IC～吉田IC)
開通式

東広島市の取組状況等

34 東広島高田道路の早期整備

○東広島高田道路について、早期整備を要望している。



35 再生可能エネルギー導入促進のための配電網増強への公的支援拡充

【提案先：経済産業省】

【提案事項】

○ 支障となっている配電網増強を、公的支援の対象とすること

【現状・課題等】

- ・本市では、カーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギーの導入を推進している。
- ・こうした中、基幹送電線については、再エネ賦課金を財源とした交付金により計画的な整備が進められている一方、末端の配電線増強は事業者負担が前提で、国の支援対象外となっている。
- ・このため、配電線容量が不足する地域では、再エネ導入と系統増強が進まない状況が生じている。
- ・再生可能エネルギーの導入拡大は国家目標の達成に不可欠であり、地域の再エネ導入計画に基づく配電網増強についても、公的支援の対象とすることが必要である。

東広島市の取組状況等

- ・本市は、令和4年3月に「東広島市ゼロカーボンシティ宣言」を表明した。また、同月には、第2次東広島市環境基本計画を策定し、「2050年の望ましい将来像」として脱炭素化の実現と省エネルギー・脱炭素社会への転機を明記した。
- ・また、令和6年3月には、本市地球温暖化対策実行計画の温室効果ガス削減目標を基準年比46%以上、50%の高みを目指すとした。
- ・その目標達成に向け、環境省の補助事業を活用しながら、市域における再生可能エネルギー導入拡大と省エネルギー化を推進している。
- ・さらに、2030年度までに民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出量を実質ゼロにする脱炭素先行地域を設け、広島大学周辺を先行地域として太陽光発電設備を設置して系統接続によるエネルギーの地産地消を行い、カーボンニュートラルの実現を目指すこととしている。

◎本市の地域特性に応じた脱炭素化にあたっては、再生可能エネルギー導入ポテンシャルの高い市周辺地域から電力需要の高い市中心部へ電力を送るための電力系統の増強が必要であるが、系統増強には、発電事業者が多額の事業費負担が必要になる。

35 再生可能エネルギー導入促進のための配電網増強への公的支援拡充

「東広島市地球温暖化対策実行計画区域施策編」

計画期間：令和6(2024)年度～令和12(2030)年度

区域施策編(市域全体)

目標

- ・基準年比2030年△46%以上(50%の高みを目指す)
- ・2050年カーボンニュートラル

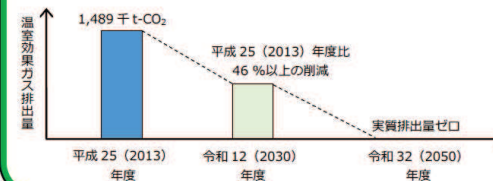
重点的に行う施策・対策の項目

- 1 市民・事業者の行動変容による省エネ行動の促進・省エネルギー化
(支援事業、啓発等による市民事業者の省エネ行動の促進)
- 2 再生可能エネルギーの導入拡大に伴う電力の低炭素化
(電力由来の二酸化炭素排出量の削減による効果)
- 3 特定排出事業所による脱炭素に向けた取組みの推進
- 4 適正な森林保全の推進による森林吸収量の確保
(森林整備の促進や、J-クレジットなどの成果の見える化)
- 5 積極的な再生可能エネルギーの導入
(52MWの再エネ導入を推進)

本市が新たに目指す削減目標

国等の上位計画や第2次東広島市環境基本計画との整合に配慮するとともに、「東広島市ゼロカーボンシティ宣言」の実現に相応しいものとし、以下に示すとおりとします。

- 令和12(2030)年度に**46%以上**(平成25(2013)年度比)の削減
※再生可能エネルギーの積極的な導入により**50%の高み**にむけ挑戦する
- 2050年カーボンニュートラルの達成



36 太陽光パネルの大量廃棄問題への対応

【提案先：環境省、経済産業省】

【提案事項】

- 「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律」の施行にあたり、基礎自治体との情報共有・連携の仕組みを制度設計に組み込むこと

【現状・課題等】

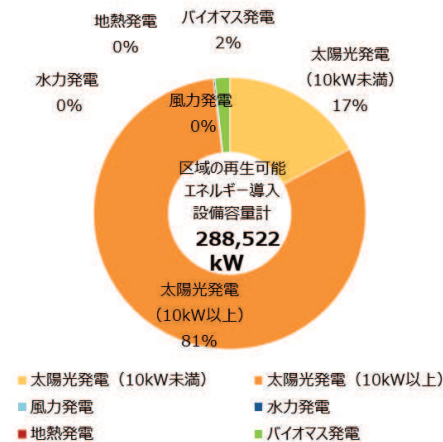
- ・本市では、FIT制度開始以降、太陽光発電設備が広く普及しており、2030年代後半以降の大量廃棄が見込まれる。近年の発電事業者の倒産・廃業増加により管理者不明設備が地域に残されるケースも懸念されている。
- ・この法律は廃棄・リサイクルの促進策となる一方、基礎自治体との関係が不明確な点が残る。
具体的には、①届出情報が国に留まり市が事前把握できないこと、
②小規模・住宅用が法の対象外となり事実上市が対処を担わざるを得ないこと、
③認定業者制度により市が処理状況へ関与しにくくなること、が懸念される。
- ・本市では条例により設置段階からの管理・廃棄責任を設置者に求めてきたが、国制度がカバーされない層への対処には限界があり、国との役割分担と情報連携の仕組みを明確化することが必要である。

東広島市の取組状況等

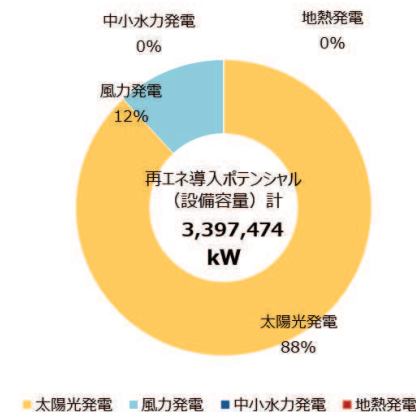
- ・令和4年3月には、ゼロカーボンシティ宣言を行い、第2次東広島市環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画に基づき、再生可能エネルギーの導入促進をはじめ、地域脱炭素に向けた取組みを進めてきた。
- ・本市における再生可能エネルギーのポテンシャルは、太陽光が88%、風力が12%を占めており、太陽光を中心とした再生可能エネルギーの導入が現実的な選択肢となる。
- ・太陽光発電設備は、設備の導入拡大にとどまらず、地球環境との調和や、事業期間を通じた適切な管理の確保を重視している。
- ・今後、相当数の太陽光発電設備が事業終了を迎えていくことを見据え、設備の導入と適正な管理の両方が重要である。
- ・こうした状況を踏まえ、本市では、太陽光発電設備の設置に関する条例を制定し、設置から維持管理について一定の責任を求める制度的枠組みを整えてきた。
- ・これらの取組みは、今後の廃棄増加局面においてより重要性を増すと考えているが、廃棄段階で国の新制度でカバーされない層（小規模事業者・住宅用）への対応は市単独では限界があり、国の制度との連携・補完が不可欠である。

36 太陽光パネルの大量廃棄問題への対応

市域の再生可能エネルギー導入設備容量(令和6年度)



市域の再生可能エネルギーの導入ポテンシャル



出典元: 自治体排出量カルテ

37 水災害リスクを踏まえた流域治水対策の推進

【提案先：総務省、国土交通省、広島県】

【提案事項】

- 各水系の災害常襲区域における氾濫を防ぐ・減らすための対策を図ること
- 特定都市河川の指定区域内における市管理の普通河川の整備等について、財政支援やそれに関する新規制度を創設すること

【現状・課題等】

- ・本市では、地球温暖化に伴う異常気象、開発に伴う河川への流入増により、災害常襲区域では内外水氾濫による浸水被害が頻発・激甚化しており、浸水被害の防止・軽減が課題となっている。
- ・総合的・多層的な治水対策を強力に推進するため、さらなる財政支援やそれに関する新規制度の創設が必要である。

東広島市の取組状況等

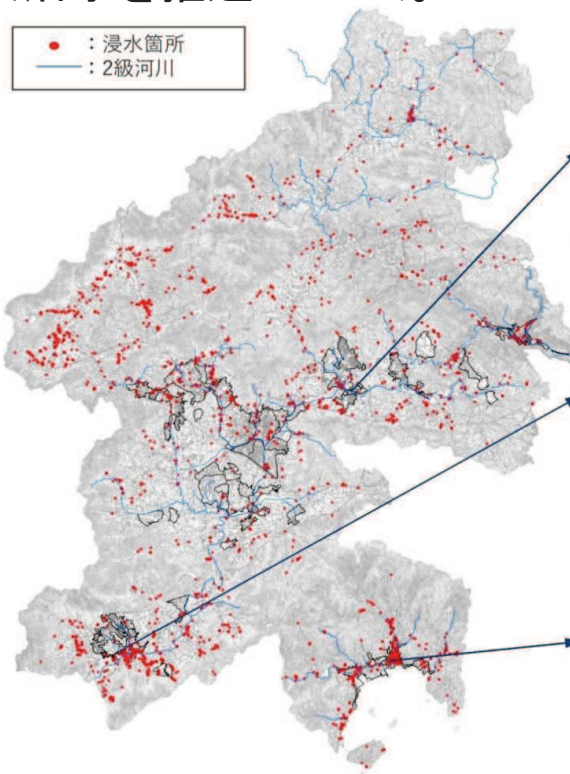
37 水災害リスクを踏まえた流域治水対策の推進

黒瀬川流域(特定都市河川流域)においては、法的枠組みを活用して流域治水の実効性を高めるため、広島県と連携して流域水害対策計画の策定に向け取り組む。また、それ以外の市内の災害常襲区域についても、浸水被害を防止・軽減するため、引き続き、部局間連携会議を開催し、取組状況を共有するなど、あらゆる部局との連携を図り、流域治水を推進していく。

降雨と浸水被害の関係(H22～H30)

年度	総雨量 (mm)	床上・床下 浸水 (件)
H22(2010)	71.0	199
H23(2011)	56.5	3
H24(2012)	69.5	7
H25(2013)	193.5	13
H26(2014)	134.0	74
H27(2015)	70.5	4
H28(2016)	213.5	85
H29(2017)	—	0
H30(2018)	521.0	1,146

平成30年7月豪雨による
浸水箇所位置



38 河川改修事業の整備促進

【提案先：国土交通省、広島県】

【提案事項】

○ 河川改修事業を促進するための事業費を確保すること

【現状・課題等】

- ・本市域には、黒瀬川、入野川、関川をはじめ県管理河川が65河川あり、とりわけ黒瀬川流域、入野川流域では、大規模な開発が進んでおり、保水機能が低下するとともに、地球温暖化に伴う異常気象の影響等により、洪水に対する危険度が高まっている。
- ・平成11年、平成21年、平成22年、平成30年、令和3年の豪雨では、多くの河川が氾濫し家屋浸水など甚大な被害が発生している。
- ・災害の危険性が高い、入野川（宮領地区及び入野地区）の整備や未改修河川の深堂川等の早期整備が必要である。また、黒瀬川の寺家地区（友待橋～六日市橋）については、本市の西条第二地区での急速な住宅開発や地形的条件から浸水被害が懸念されるため、河川改修をはじめとした総合的な治水対策を早期に進める必要がある。

東広島市の取組状況等

38 河川改修事業の整備促進

○以下の河川について、早期整備を要望している。

(事業概要)

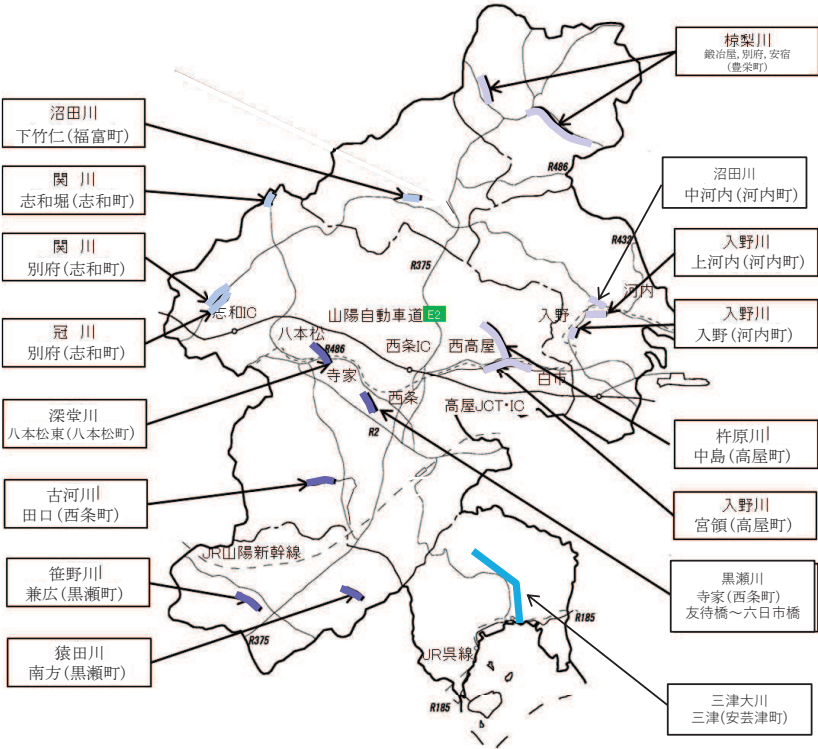
水系	河川名	地先名	事業期間	事業計画	延長
沼田川 水系	杵原川	中島(高屋町)	昭和60年度～	広域河川改修事業	2,440m
		宮領(高屋町)	昭和57年度～		3,870m
		上河内(河内町)	平成元年度～		1,260m
	入野川	入野(河内町)	平成元年度～	河川改良事業	1,850m
		下竹仁(福富町)	平成15年度～		650m
	沼田川	中河内(河内町)	平成15年度～	河川改良事業	1,200m
黒瀬川 水系	鍛冶屋	別府, 安宿(豊栄町)	平成2年度～	河川改良事業	3,080m
	古河川	田口(西条町)	昭和47年度～	広域河川改修事業	3,100m
	猿田川	南方(黒瀬町)	平成8年度～	河川改良事業	600m
	笹野川	兼広(黒瀬町)	昭和60年度～	河川改良事業	1,250m
	黒瀬川	寺家(西条町) 友待橋～六日市橋	令和3年度～	河川改良事業	1,100m
太田川 水系	深堂川	八本松東(八本松町)	令和3年度～	河川改良事業	2,400m
	関川	別府(志和町)	平成元年度～	河川改良事業	620m
単独河川	冠川	志和堀(志和町)	平成18年度～	河川改良事業	200m
	冠川	別府(志和町)	—	河川改良事業	780m
単独河川	三津大川	三津(安芸津町)	令和3年度～	河川改良事業	780m



三津大川(三津地区) 浸水被害



杵原川(中島地区) 浸水被害



39 砂防事業の整備促進

【提案先：国土交通省、広島県】

【提案事項】

○ 砂防事業の早期完成のための事業費を確保し整備を促進すること

【現状・課題等】

- ・本市域の約60%以上は山地で、その大部分に花崗岩類が分布しており、花崗岩が風化した真砂土は、大雨の際、崩れやすいため、土石流が発生しやすいという特徴がある。
- ・本市域の土砂災害警戒区域(土石流)は1,259箇所、砂防指定地の指定を受けたものは95箇所にとぼる。
- ・平成11年、平成21年、平成22年、平成30年の集中豪雨や台風で甚大な被害が発生した。
- ・市民の生命・財産を土砂災害から守り、安全で快適な生活環境を確保するため、砂防事業の早期完成のための事業費を確保し、整備促進を図る必要がある。

東広島市の取組状況等

○以下の箇所について、早期整備を要望している

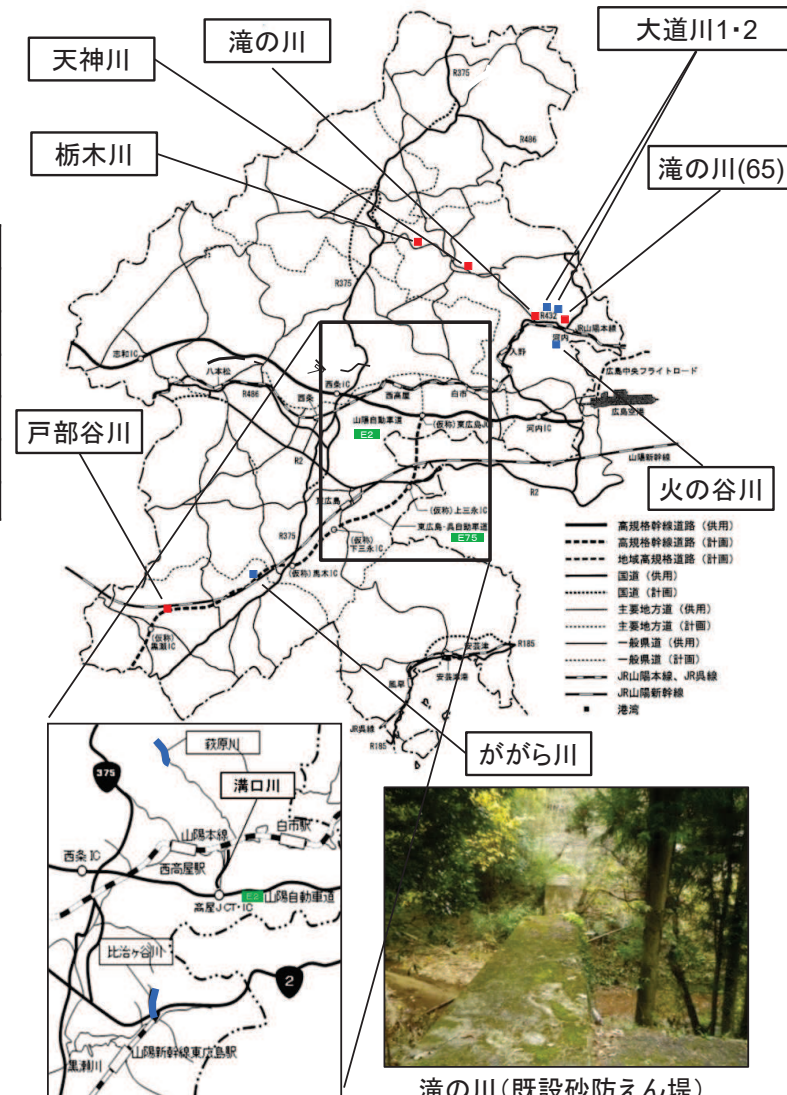
○国土交通省(補助事業)

水系名	溪流名	提案内容
沼田川	滝の川	早期完成を提案
沼田川	栃木川	早期完成を提案
沼田川	天神川	早期完成を提案
沼田川	滝の川(65)	早期完成を提案
黒瀬川	戸部谷川	早期整備を提案

○広島県(単独事業)

水系名	溪流名	提案内容
沼田川	火の谷川	早期完成を提案
	萩原川	早期完成を提案
	大道川1・2	砂防えん堤の整備検討を提案
黒瀬川	比治ヶ谷川	事業再開を提案
	ががら川	早期完成を提案

39 砂防事業の整備促進



滝の川(既設砂防えん堤)

40 急傾斜地崩壊対策事業の推進

【提案先：国土交通省、広島県】

【提案事項】

- 県施行事業の更なる整備促進を図ること
- 県費補助額の継続維持を図ること

【現状・課題等】

- ・本市では平成30年7月豪雨に伴う土砂災害等により、死者20人（関連死含む）、行方不明者1人など市内各所で甚大な被害が発生した。
- ・本市における土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）は2,571箇所あることから、引き続き土砂災害対策の促進が求められ、急傾斜地の崩壊から住民の生命を守り、安全で安心な環境づくりを進めるための早急な対策が必要である。
- ・国の補助公共事業の採択基準を満たさない小規模な急傾斜地崩壊対策について、災害発生を未然に防止するために県費補助額の継続維持が必要である。

東広島市の取組状況等

40 急傾斜地崩壊対策事業の推進

【県事業実施予定箇所】

区分	地区名	場所
令和9年度	入野町営住宅	河内町入野
	上郷842	河内町入野
	郷3	高屋町中島
	高之平2	福富町上戸野
	寺東	河内町宇山

【令和9年度事業実施予定箇所】



高之平2地区
(県実施予定)

【市事業実施予定箇所】

区分	地区名	場所	事業費(千円)
令和9年度	光路	八本松町原	16,000
	中筋9	高屋町高屋東	60,000
	中河内	河内町中河内	30,000
令和10年度以降	寺東9	志和町内	70,000
	中筋9	高屋町高屋東	60,000
	大原1451	高屋町小谷	48,000
	上寺家	西条町寺家	10,000
	上只7	志和町志和東	80,000
	矢ノ浦	安芸津町木谷	70,000
	入野4702(重広)	河内町入野	80,000
	正力14	八本松町正力	120,000
	計		644,000



中筋9地区
(市実施予定)

41 安芸津港港湾施設整備の推進

【提案先：内閣府、国土交通省、広島県】

【提案事項】

- 港湾施設整備推進に係る支援拡充と財源確保を行うこと
(地方創生港整備推進交付金関係)
- 災害時に人命を守る「命のみなとネットワーク」に関するみなとづくりに係る技術支援を行うこと

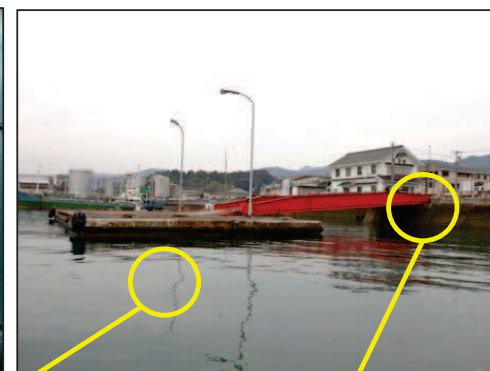
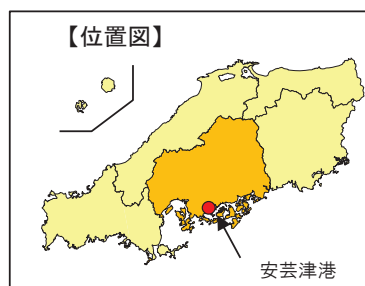
【現状・課題等】

- ・本市では平成30年豪雨災害時に、安芸津町において一時的に国道185号等の主要道路が通行不能、JR呉線の運休により、陸路が分断した状況が発生し、課題となっている。
- ・災害時に海上輸送による救助・救援及び物資輸送の機能を確実に確保するため、港整備に係る財政支援及び技術支援の拡充が必要である。

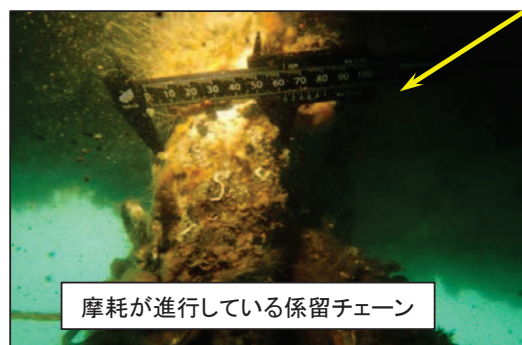
東広島市の取組状況等

41 安芸津港港湾施設整備の推進

- ・安芸津栈橋改築工事を実施中。
その後は風早一文字防波堤整備を予定している。



風早一文字防波堤(整備予定)



42 警察官の増員による機能強化

【提案先：広島県】

【提案事項】

○ 東広島警察署の警察官を増員をすること

【現状・課題等】

- ・本市を管轄する東広島警察署では、刑法犯認知件数が増加傾向にある中、近隣他市と比較して警察官1人当たりの負担が特に大きい状況が続いている。
- ・今後、半導体関連産業を中心とした企業の新規進出や設備拡充も見込まれ、交通量・人口の増加に伴う交通網の発展や住環境の変化に起因する治安事象の増加が懸念され、負担は更に大きくなるため、警察官の増員による機能を強化し、治安向上を図る必要がある。

東広島市の取組状況等

42 警察官の増員による機能強化

東広島警察署員1人当たりの負担は、人口・刑法犯認知件数・交通事故発生件数のいずれにおいても、県内近隣市と比較して大きい状況にある。

令和8年度 警察署の負担(見込み)

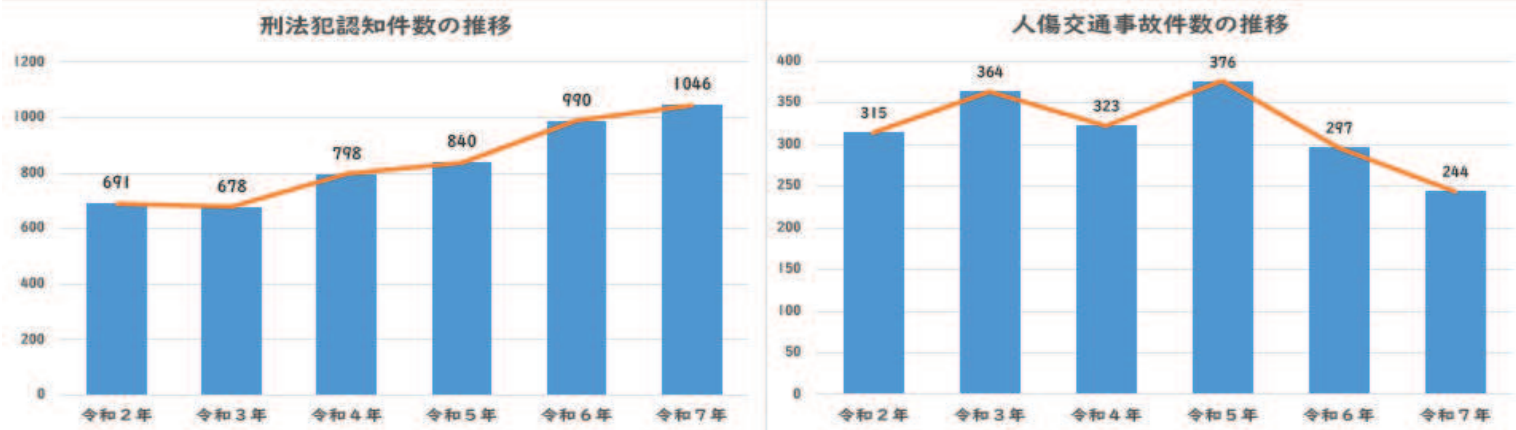
※人口：広島県人口移動統計調査から引用（R8.1.1現在）

刑法犯認知件数、人傷交通事故件数：広島県警（令和7年中）

人傷交通事故件数については、高速道路を除く（高速道路は交通部高速道路交通警察隊の取扱い）

市域	警察署	定員 (R8.4.1)		人口（推計人口）		刑法犯認知件数		人傷交通事故件数	
				人数	署員1人当たりの負担	認知件数	署員1人当たりの負担	発生件数	署員1人当たりの負担
東広島市	東広島警察署	195		198,979	1,020.4	1,046	5.4	244	1.3
呉市	呉警察署	187	計 309	192,914	624.3	949	3.1	264	0.9
	広警察署	122							
尾道市	尾道警察署	165		120,829	732.3	468	2.8	119	0.7
三原市	三原警察署	135		84,056	622.6	396	2.9	115	0.9
廿日市市	廿日市警察署	123		111,878	909.6	385	3.1	118	1.0

本市における刑法犯認知件数は、令和3年から右肩上がりに増加し続けている。
人傷交通事故件数については、増減を繰り返している状況で、注視が必要である。



43 指定避難所等の環境整備のための財政支援

【提案先：内閣府】

【提案事項】

○ 指定避難所等の生活環境の確保に向けた取り組みを推進していくための財政支援の充実を図ること

【現状・課題等】

- ・南海トラフ地震等の被害想定の見直しが行われ、本市においても想定避難者数が大幅に増加している状況である。
- ・本市では備蓄計画に基づき、食料や生活必需品等の整備を進めているが、想定避難者数の増加によって、多くの備蓄品が不足する見込みとなっている。
- ・今後、計画的かつ継続的に備蓄品の整備を進め、指定避難所等の生活環境の向上を図ることは、災害関連死防止の観点からも極めて重要である。
- ・しかしながら、指定避難所等の生活環境を整えるためには、市の一般財源のみで整備することは困難であり、「地域未来交付金」をはじめとした、財政支援の充実が必要である。

- 令和2年12月に本市備蓄計画を策定し、計画的に備蓄品を整備。
- 市内17か所に設置している防災倉庫では備蓄品の収納が困難であるため、令和7年度より起債を活用し、新たに防災備蓄倉庫の建設事業を開始。
- 令和7年10月に新たな被害想定が公表された。

※本市での想定避難者数(避難所外避難者含む)

項 目	南海トラフ巨大地震	安芸灘伊予灘地震	直下型地震
旧被害想定	6,769人	7,059人	9,575人
新たな被害想定	16,293人	26,504人	27,703人
増加数	+9,524人	+19,445人	+18,128人

- 想定避難者数の大幅な増加に伴い、本市においても備蓄計画の見直しを進めていくが、多くの備蓄品が大量に不足することが考えられ、その整備に当たっては多額の費用が必要となる。

44 消防施設等の整備推進の財政支援

【提案先：総務省】

【提案事項】

○ 消防施設等の整備に係る恒久的な地方債制度を整備すること

【現状・課題等】

- ・消防力の維持・強化には、消防庁舎や消防車両、水利施設等の整備が不可欠であり、緊急防災・減災事業債を財源として活用してきた。
- ・同債は令和12年度まで延長されたが、時限措置であり、将来的な整備に支障をきたすおそれがあるため、恒久的な財政措置の継続が必要である。

東広島市の取組状況等

4.4 消防施設等の整備推進の財政支援

本市は消防事務の受託により、東広島市、竹原市、大崎上島町の2市1町を管轄し、多数の関連施設を管理・運用している。消防力の維持・強化に当たっては、消防庁舎、常備消防車両、消防水利、高機能消防指令センター、消防団格納庫等の整備が必要不可欠であることから、その財源として緊急防災・減災事業債を活用してきた。

【施設・車両等の保有状況】※R8.4現在（東広島市所有分のみ記載）

区 分	施設数・台数	備考
消防署	1署6分署	築20年を経過したものが過半数
常備消防車両（消防自動車）	19台	18年以上経過で整備
常備消防車両（救急自動車）	14台	10年以上経過で整備
消防団格納庫	78庫	2ヵ年で1格納庫を整備
消防団車両	72台	25年以上経過で整備

【令和8年度の計画】※R8.4現在の見込

名 称	総事業費（見込値）
常備消防車両整備	86,483千円
消防水利整備（耐震性貯水槽）	98,900千円
消防団格納庫整備	104,800千円
消防団車両整備	42,558千円
消防通信指令設備整備	106,733千円
計	439,474千円

【令和7年度における緊急防災・減災事業債の活用状況】

名 称	総事業費	うち、緊急防災・減災事業債
消防庁舎整備	221,441千円	125,600千円
常備消防車両整備	34,765千円	34,700千円
消防水利整備（耐震性貯水槽）	75,420千円	75,400千円
消防団格納庫整備	74,366千円	74,200千円
消防団車両整備	34,212千円	34,200千円
消防通信指令設備整備	77,978千円	67,100千円
計	518,182千円	411,200千円

【令和9年度から令和13年度までの計画】※R8.4現在の見込

名 称	総事業費（見込値）
常備消防車両整備	542,315千円
消防水利整備（耐震性貯水槽）	331,700千円
消防団格納庫整備	109,300千円
消防団車両整備	165,164千円
消防通信指令設備整備	2,599,925千円
計	3,748,404千円

45 持続可能な医療提供体制の確保に向けた医師確保策

【提案事項】

【提案先：厚生労働省、広島県】

- 医師の偏在是正策に取り組むとともに、市町の取組みに対する財政支援を行うこと
- 持続可能な医師確保の仕組みを構築すること
- 適切な医療提供のできる二次保健医療圏とすること
- 救急医療提供体制の維持・確保に向けた取組みを行うこと

【現状・課題等】

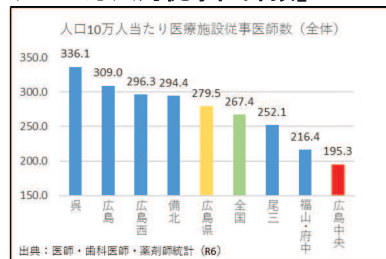
- ・改正医療法の施行により規定された「重点的に医師を確保すべき区域」として医師偏在指標等が相対的に低い圏域を設定するなど、地域の実情を踏まえた医師の偏在解消に向けた総合的な対策に着実に取り組む必要がある。
- ・広島県の「高度医療・人材育成拠点」基本計画を推進し、地域の医療機関に必要な医師が確実に配置される仕組みを構築することが必要である。
- ・持続可能な医師確保のためには、現在市が負担している広島大学での寄附講座設置費用に対する財政支援が必要である。
- ・適切な二次保健医療を提供するため、地域の実情に応じた医療圏の見直しや基準病床数制度の柔軟な運用が必要である。
- ・地域で不足する救急医確保のため、育成・指導の体制整備に取り組む、地域の実情に応じた二次救急医療の持続的な運営のための支援制度が必要である。

東広島市の取組状況等

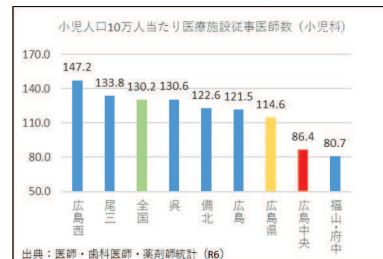
45 持続可能な医療提供体制の確保に向けた医師確保策

- 本市においては、初期臨床研修医に対して奨励金を交付し、地域医療の充実に必要な医師の養成及び確保を図っているが、臨床研修病院が東広島医療センターのみである等の理由から、地域医療を担うべき医師の確保が他圏域に比して非常に困難な状況となっている。
- こうした医師不足の現状から、市は病院群輪番制病院に対し補助金を交付し、二次救急医療体制の維持・確保の取組みを行っているが、病院により当番日数に偏りが生じたり、初期救急では、東広島市休日診療所で出務医が不足するなど、医療体制の維持・継続が困難な状況になりつつある。
- 東広島医療センターへの救急搬送を分散させ、地域での救急医療強化を図るため、市単独事業として非常勤の救急当直医や日中の救急医を確保した医療機関に対し補助金を交付し、公的病院等に救急医療を行うために必要な体制の整備に要する経費を補助する取組みを行っている。
- また、医師不足の解消と医療の高度化を実現するため、広島大学に寄附講座を設置し、東広島医療センターの診療体制の充実と人材育成の取組みを行っている。
- このような取組みを行ってきたにもかかわらず、本市の人口は増加傾向にある中、人口10万人当たりの従事医師数や医師偏在指標は、広島県及び全国を大きく下回り、その差も広がってきている。

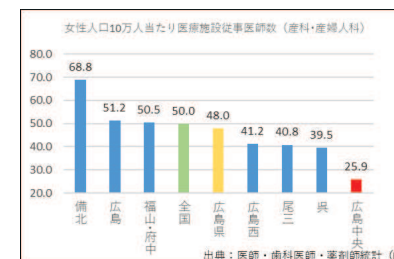
【人口10万人対従事医師数】



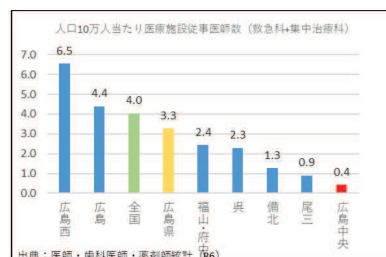
【小児人口10万人対従事医師数(小児科)】



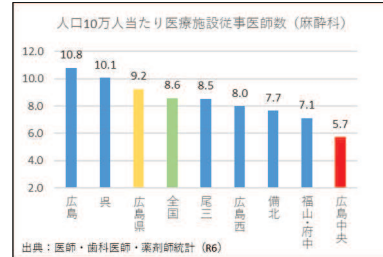
【女性人口10万人対従事医師数(産科・産婦人科)】



【人口10万人対従事医師数(救急科+集中治療科)】



【人口10万人対従事医師数(麻酔科)】



【医師偏在指標の広島中央圏域の状況】

区分	偏在指標	順位(全国)	備考
医師全体	200.4	159/330	
小児科医師	75.4	268/303	医師少数区域
分娩取扱医師	6.0	237/267	医師少数区域

出展：「医師偏在指標 (R6.1.10更新)」厚生労働省

46 県立安芸津病院の医療提供体制の維持・強化

【提案事項】

【提案先：広島県、広島県立病院機構】

- 広域的な医療や急性期における医療の機能維持・強化を図ること
- 地域包括ケアの質の向上に積極的に貢献すること
- 令和7年10月策定の基本計画に基づき早急に耐震化対策を実現すること

【現状・課題等】

- ・県立安芸津病院は急性期から在宅療養支援まで幅広い医療を広域的に提供しているほか、地域包括ケアの拠点的な役割を担う、地域にとって重要な施設である。このため、施設の耐震化など早急な安全確保への対応とともに、更なる機能の充実が求められる。
- ・地域の中核的病院として総合的な医療機能を発揮しつつ、現在の診療体制を維持し、医師等の人的確保や医療機器の更新などによる、専門医療提供体制及び救急受入体制の充実・強化を図る必要がある。
- ・「地域に密着した病院」として、病気の予防から治療、在宅への復帰まで、地域住民の健康増進に繋がる更なる取組みが必要である。
- ・患者や医療従事者などの安全を確保し災害時に役割を十分に果たせるよう、施設の耐震化対応を早急に進める必要がある。

東広島市の取組状況等

46 県立安芸津病院の医療提供体制の維持・強化

- 県立安芸津病院は、安芸津町、竹原市、大崎上島町、呉市安浦町などを主な診療圏とし、病気の予防から治療、在宅への復帰まで、地域と一体となって地域住民の健康を支える取組みを進めている。
- 竹原地区の二次救急である病院群輪番制病院の一角を担う当該病院に対し、市は運営費の一部を負担し、二次救急医療体制の維持・確保を図っている。
- 旧棟は耐震化基準を満たしておらず、新棟も令和12年に法定耐用年数を経過することになる。直近では能登半島地震で震度7を記録するなど、大地震や津波がいつ発生してもおかしくない状況にあり、早急に耐震化対応を実現する必要がある。
- 今後の医療需要などを見据えた適切な規模・機能が整合する施設の耐震化対応を行う必要がある。
- 「県立安芸津病院耐震化対応基本計画」では、本市の土地を活用した移転建替えを想定されており、用地について継続して県と協議を行っている。

県立安芸津病院の現況(令和8年4月1日現在)

診療科目 内視鏡内科、消化器内科、循環器内科、小児科、外科、整形外科、緩和ケア外科、リハビリテーション科、放射線科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科

救急医療体制 二次救急(病院群輪番制病院)

職員体制(常勤) 医師10人、看護師68人、その他33人

入院患者数 延べ 24,290人(令和7年度)

外来患者数 延べ 48,222人(令和7年度)



47 国立病院機構東広島医療センターの更なる拠点化

【提案先：厚生労働省、国立病院機構、広島県】

【提案事項】

- 地域救命救急センター及び小児救急医療拠点病院の整備促進を図ること
- 地域周産期母子医療センターの安定的な運営に資すること
- 国立病院機構に対する新たな支援制度を創設すること

【現状・課題等】

- ・高度な救急医療提供体制を構築するため、救急専門医や関連診療科の医師をはじめとする医療従事者の増員や医療機器の整備・更新等が必要である。また、東広島医療センターの医療機能が強化されることにより、圏域外への搬送件数が減り、近隣圏域の医療機関の負担も軽減されることに繋がる。
- ・周産期医療の提供体制を維持するとともに、安定的な専門医師の育成・確保が必要である。
- ・公的病院等に対する特別交付税措置等と同様に、国立病院機構に対する支援制度の創設が必要である。

東広島市の取組状況等

47 国立病院機構東広島医療センターの 更なる拠点化

- 広島中央二次保健医療圏は、小児科医や麻酔科医、救急専門医をはじめとする医療スタッフの確保の問題などにより小児二次救急及び三次救急医療の体制が未整備となっており、現実的には、東広島医療センターのみが高次の救命救急医療に対応しているが、対応できない重篤患者は圏域外に搬送しており、地域完結型の救急医療体制が構築できていない。
- 地域周産期母子医療センターではハイリスク新生児に対応するため、産科医や助産師に加え、眼科医、小児科医、麻酔科医の安定的な確保が必要である。
- こうした医師不足の解消と医療の高度化を実現するため、市は広島大学に寄附講座を設置し、東広島医療センターの診療体制の充実と人材育成を強化する取組を行っている。

東広島医療センターの現況(令和8年4月1日現在)

- 診療科目 内分泌・糖尿病内科、精神科、腎臓内科、
脳神経内科、呼吸器内科、血液内科、消化器内科、
循環器内科、小児科、消化器外科、乳腺・内分泌外科
整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、
皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、
放射線科、麻酔科、病理診断科、リハビリテーション科、
歯科
- 救急医療体制 二次救急(病院群輪番制病院)
- 職員体制 医師125人(うち初期臨床研修医18人)、
看護師424人(常勤399人)、
その他261人(常勤132人)
- 入院患者数 延べ 112,299人(令和7年度)
- 外来患者数 延べ 151,214人(令和7年度)



48 骨髄ドナーに対する支援

【提案先：厚生労働省】

【提案事項】

- ドナーの提供率向上や登録数増加につながる総合的な施策を推進するとともに、国における統一的な補償給付制度を創設すること

【現状・課題等】

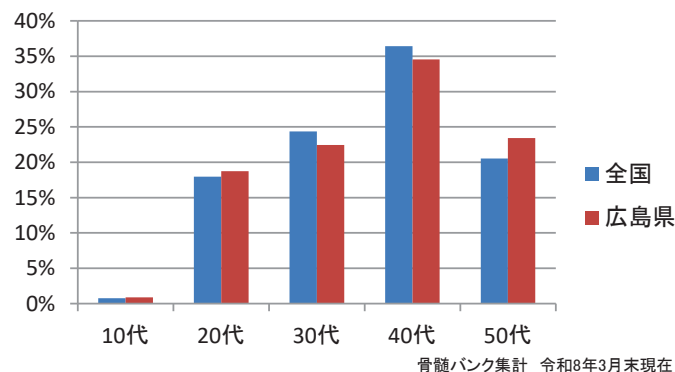
- ・ドナーが骨髄の提供に至らない理由等を把握・分析した上で、総合的な施策を実施する必要がある。
- ・ドナーの骨髄提供に当たっての検査・入院費等は骨髄バンク等が負担しているが、検査・入院時の休業補償等は対象外であるため、国において統一的な補償給付制度を創設することが必要である。

東広島市の取組状況等

48 骨髄ドナーに対する支援

- 平成30年度、本市において骨髄等ドナーを支援する助成金制度を創設し、骨髄等の移植の推進を図っている。
- ドナー登録者の登録取消理由のほとんどが年齢超過のため、若年層のドナー登録数増加を中心とした安定的な新規登録者の確保が求められている。
- 骨髄バンク事業では、移植を希望する患者の約9割にドナー候補者が見つかるにもかかわらず、実際に移植に至る患者は、希望者の半数程度に留まっている。ドナー候補者が骨髄等の提供に至らない理由や求める支援を把握・分析することが必要である。

広島県内のドナー登録者数の年代別割合

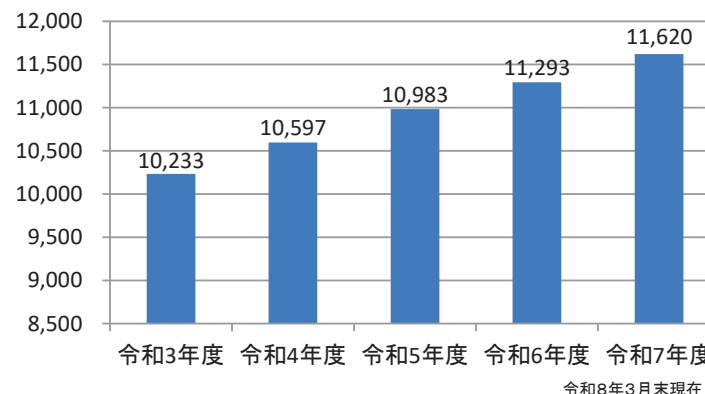


【骨髄バンクにおいて費用負担ができない主な例】

- ・提供前に健康確認のために医療機関受診が必要となった場合の受診費用
- ・検査、入院時の休業補償給付
- ・提供後に採取との因果関係が認められない症状が現れた場合の受診・治療費用等
- ・提供後の症状により勤労が困難になった場合の生活費
- ・骨髄バンク団体傷害保険における後遺障害保険適用後の治療費

典拠：公益財団法人日本骨髄バンク「ドナーのためのハンドブック」

広島県内ドナー登録者数



【ドナーによる骨髄提供の安定化を図るために】

- ドナーに対する国の統一的な補償給付制度が必要である。
- 新規登録者の確保を図るとともに、登録後の登録取消しを防ぐことが重要であり、若年層を中心に広報及び支援等を展開する必要がある。

49 介護人材確保のための処遇改善

【提案先：厚生労働省】

【提案事項】

○ 介護人材の確保、定着するための財政措置を講じること

【現状・課題等】

- ・介護人材不足は全国的な課題で、賃金の低さが離職の要因の一つとなっており、国による処遇改善加算の改正などにより、介護職員の給与はアップしてきているが、依然として全産業平均との給与格差が約8万2千円あり、格差が縮まっていない状況である。
- ・今後、生産年齢人口は減る一方、介護サービスの需要が高まることによる介護現場の人材確保は喫緊の課題である。
- ・国において、適切な報酬単価を設定するとともに、介護人材確保につながる財政措置の拡大と効果的な対策を講じる必要がある。

東広島市の取組状況等

- 市内で介護サービスを提供する事業者に対し、介護人材の確保・定着を目的とした支援を実施している。
 - ・働きやすい職場環境づくりのための各種研修会の実施
 - ・介護ロボットやICT機器等を導入する経費の一部を補助
 - ・職員が介護サービスを提供するうえで、必要な資格取得費用を負担した場合に経費の一部を補助
 - ・介護サポーターの導入促進
- 介護職の入り口として基本的な知識と技術を学ぶ介護職員初任者研修を、市内で開催する団体に対し経費の一部を補助する。
- 将来にわたって市内介護施設で活躍する外国人介護人材の安定的な確保を目指すため、雇用に係る経費の助成を行っている。
- 福祉・介護領域で活躍する人材の育成及び地域への就業の促進を目的として、中高生、専門学校生及び大学生を対象に、介護の体験イベント、介護事業所見学会、ワークショップ等を実施し、「介護の仕事」に対する理解促進及び介護の魅力発信を行っている。



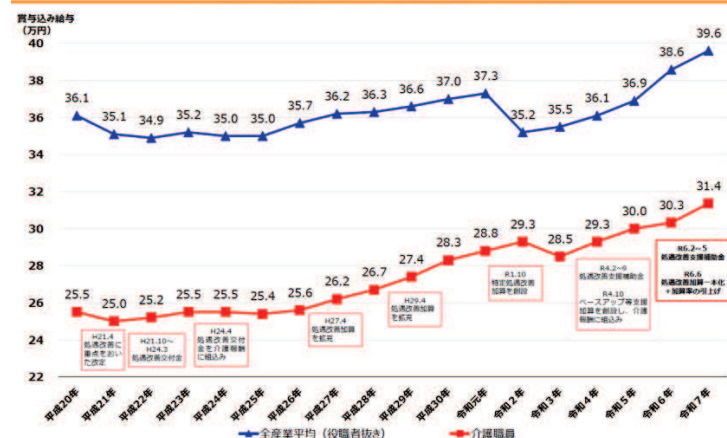
R7.7 高校生の介護事業所見学会・ワークショップ



R7.10 介護のお仕事体験イベント

49 介護人材確保のための処遇改善

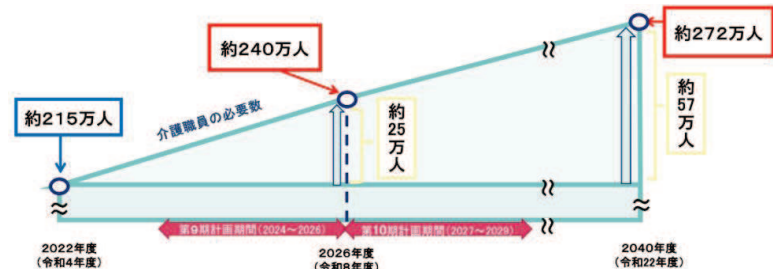
賃金構造基本統計調査による介護職員の賃金の推移



【出典】厚生労働省「賃金構造基本統計調査」18歳以上作成。
※ 賃与込み給与は、調査年の6月分として支払われた給与に調査年の前年の1月から12月分の賃与の1/12を加えて算出した額。

【出典：厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会（第256回）資料抜粋】

第9期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について



【出典：厚生労働省「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会（第5回資料抜粋）】

50 障がい者の計画相談支援等の充実に向けた報酬算定構造の見直し

【提案先：厚生労働省】

【提案事項】

- 相談支援専門員が担う日々のきめ細かな支援を評価し、報酬に反映する項目を創設すること
- 専任体制で安定した事業運営を行えるよう、相談支援及び障がい児相談支援の基本報酬の増額を含む報酬算定構造の見直しを図ること

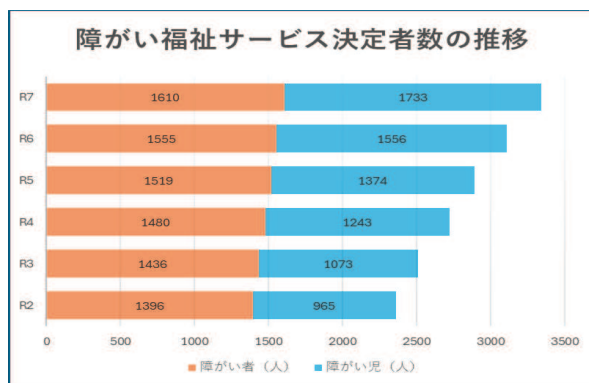
【現状・課題等】

- ・本市では、障がい者（児）数が増加しているが、令和7年度の相談支援専門員数は47人で、令和2年度より2人減少していることから、相談支援体制の充実が課題である。
- ・相談支援事業所の拡充のためには、基本報酬の引き上げ及び算定構造の見直しが必要である。

東広島市の取組状況等

50 障がい者の計画相談支援等の充実に 向けた報酬算定構造の見直し

- 本市の障がい福祉サービス給付決定者は年々増加しており、相談支援専門員によるサービス等利用計画策定のニーズは高まっている。一方、相談支援事業所数は平成30年度末から横ばいで、本市のセルフプラン率は、障がい児相談支援において48.7%と全国平均(30.7%)を大きく上回っており、相談支援専門員が不足している状況が推察される。
- 介護保険の居宅介護支援(ケアマネジメント)と計画相談支援の報酬を比較すると、月間報酬単価で約110,720円の差があり、モニタリング頻度の違い(毎月と基本6か月に1回)も加わり、年間収入ベースでは約7.3倍もの格差が生じている。報酬改定ごとの単位数の推移を比較すると、差は縮小傾向にあるものの、依然として格差が残存している。
- このような報酬算定構造の下では、相談支援事業所が安定した事業運営を行うことは極めて困難であり、新規参入事業者が増加しない根本的な要因となっていると考えられる。
- 障がい者(児)が地域で安心して生活を送るためには、相談支援専門員による継続的・専門的な支援が不可欠であるが、事業の採算性の低さから人材確保・事業所確保が進まない構造的問題を解消することが急務である。



(相談支援事業所数の推移)						
	R2年度末	R3年度末	R4年度末	R5年度末	R6年度末	R7年度末
障がい児	8	8	8	9	10	10
障がい者	16	16	16	17	18	17
合計	24	24	24	26	28	27

(居宅介護支援・計画相談支援 報酬額比較表)			令和6年度報酬改定(R8.4時点)
区分	月間報酬	モニタリング頻度	年間収入(概算)
居宅介護支援(介護保険)	620,840円	毎月(年12回)	7,450,080円 (620,840円 × 12回)
計画相談支援(障がい福祉)	510,120円	基本6か月ごと(年2回)	1,020,240円 (510,120円 × 2回)
差額	110,720円	-	6,429,840円

※担当件数は上限(介護44、障がい39)、要介護3～5により計算した概算の金額。

(基本報酬単位数の推移比較表)			(1単位10円の場合)
改定時期(対象期間)	居宅介護支援(介護保険)	計画相談支援(障がい福祉)	差(介護-障がい)
H30改定(H30～R2)	13,680円	12,110円	▲1,570円
R3改定(R3～R5)	13,980円	12,600円	▲1,380円
R6改定(R6～R8)	14,110円	13,080円	▲1,030円

※差は縮小傾向にあるものの、依然として格差が残存している。

51 全国一律のこどもの医療費助成制度の創設

【提案先:こども家庭庁、広島県】

【提案事項】

○ こどもの医療費助成を国の施策として実施すること

【現状・課題等】

- ・こどもに対する医療費助成は少子化対策の一環として行われてきたが、自治体の規模や財政状況等により格差が生じている。このため、全てのこどもが、どこに住んでいても安心して必要な医療を受けられるよう、国の施策として統一的に実施する必要がある。

東広島市の取組状況等

51 全国一律のこどもの医療費助成制度の創設

○広島県内においても、市町によって通院及び入院に際しての助成対象範囲に差が生じている。(表1、表2)

○こどもの医療費助成制度は、子育て世帯の経済的負担の軽減や移住促進策として拡充されてきたが、近年は少子化対策の一つとして全国的に拡充の動きが顕著になっている。
本市においても令和6年10月から助成の対象となる通院の対象を高校3年生相当(18歳になる年度の3月31日まで)に拡大するとともに、所得制限を廃止した。

○一方、本制度の基礎をなす都道府県の市町村に対する補助も、対象年齢や所得制限、一部自己負担の有無が異なっており、そのことも自治体によってサービス水準に格差が生じている要因の一つになっている。(表3)

表1 県内市町における実施状況(R8年4月時点)

	～中学3年生	～18歳年度末
通院・入院	12市7町 (本市、呉市ほか)	
	2市2町 (広島市、福山市ほか)	

表2 県内市町における所得制限の有無(R8年4月時点)

	有	無
所得制限	1市 (広島市)	13市9町 (本市、福山市ほか)

【出典】各市町ホームページ

表3 都道府県における実施状況(R7年4月時点)

	～就学前	～18歳年度末	その他
通院	18	28	1
	所得制限なし	所得制限あり	その他
	26	20	1
	自己負担なし	自己負担あり	その他
	13	33	1

	～就学前	～18歳年度末	その他
入院	13	33	1
	所得制限なし	所得制限あり	その他
	27	19	1
	自己負担なし	自己負担あり	その他
	16	30	1

【出典】令和7年度「こどもに係る医療費の助成についての調査」(こども家庭庁)

52 特別な配慮を要するこどもへの総合的な支援体制の充実

【提案先：内閣府、厚生労働省、文部科学省、こども家庭庁、広島県】

【提案事項】

- 特別な配慮を要するこどもについて、保健・医療・福祉・教育・放課後支援を横断し、成長段階に応じて切れ目なく支援できる体制を、制度として整備すること

【現状・課題等】

- ・発達特性等により特別な配慮を要するこどもは年々増加しており、保健・医療・福祉・教育・放課後支援等の各分野において支援ニーズが高度化している。
- ・発達検査・診断を担う医療機関や専門職が限られており、幼児期から就学までの健診実施に伴い、発達障がいの初診待機期間の延伸や、健診後のフォロー支援体制の不足が懸念されている。
- ・保育施設、小・中学校、放課後児童クラブ等では、支援人材の不足や不安定な雇用形態により、現場負担が増大しているが、分野横断的な支援調整の仕組みが明確でなく、困難ケースが一部の現場に集中しやすい状況となっている。
- ・これらは市町単独での対応には限界があり、制度設計、人材確保、広域的な支援調整について、国・県の一体的な支援が不可欠である。

東広島市の取組状況等

【幼児期から就学までの健診実施】

○就学前段階で、発達特性や生活上の困り感に早期に気づき、保健・医療・福祉・教育等につなぐ体制づくりを進めているが、発達検査・診断を担う医療機関や専門職が限られていることから、発達障がい受診待機児の増加や、健診後のフォローアップ支援体制を担う専門人材が不足している。

【保育施設】

○加配保育士の配置により、要配慮児童の受け入れを行っている。
○深刻な保育士不足の中、加配保育士を確保することで、保育士不足に拍車がかかり、年度途中の待機児童、人員配置基準の見直し等への対応に影響が出ている。

【小・中学校】

○教員不足の中、特別支援教育を担う専門性の高い教員が限られており、専門性向上のため特別支援教育相談員を任用し、各校に派遣している。
○特別支援教育を円滑に行うため、市独自で通常の学級には学校教育支援員、特別支援学級には教育補助員を配置しているが、支援ニーズの増加により更なる人材の確保が求められている。

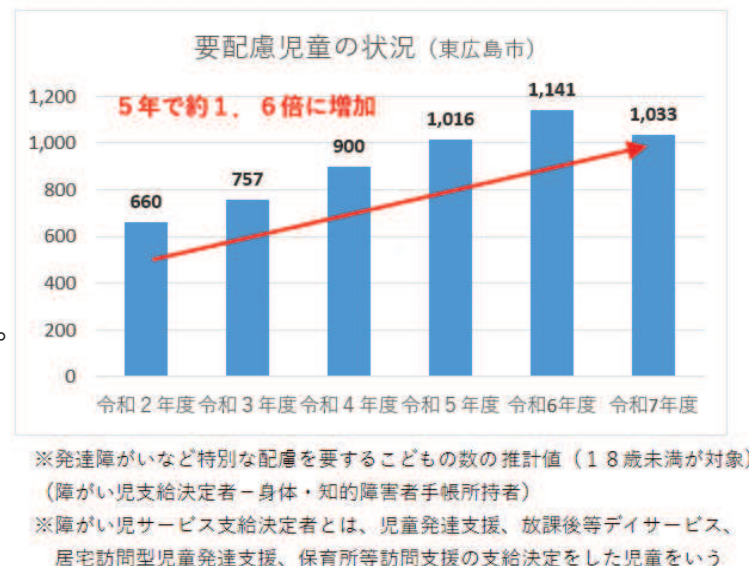
【放課後児童クラブ】

○要配慮児童の個々の特性に合った支援を40人の集団の中で行うには、専門的知見を有する職員の配置やクールダウン専用スペースを確保するなど環境づくりが必要だが、人材・施設環境ともに確保が困難となっている。
○療育の支援が不十分な要配慮児童が増加し、常勤支援員の負担が増し、離職につながる要因の一つとなっている。

【放課後等デイサービス】

○市内に56事業所あるものの、地域的に偏在しており、事業所のない人口減少地域では、放課後児童クラブが実質的な受け皿となっている。
○要配慮児童・生徒の個々の特性に合った支援を行うには、療育に携わる関係機関と家族間の調整を行う必要があるが、その役割を担う相談支援専門員の不足により、家族によるセルフプランに頼らざるを得ない状況にある。

52 特別な配慮を要するこどもへの総合的な支援体制の充実



53 待機児童の解消のための大幅な処遇改善等

【提案先：内閣府、こども家庭庁、広島県】

【提案事項】

- 保育士の大幅な処遇改善及び業務負担軽減を実現するために必要な財源措置及び施策を確実に実施すること

【現状・課題等】

- ・全職種平均賃金より低給であることから、保育士確保が難航している。
- ・保育士確保が十分進まない結果、保育現場の負担も解消できていない。
- ・保育士志望者が減少傾向にあり、今後の安定的な確保が懸念される。
- ・市単独では財源確保が困難であり、また、施策効果も限定的である。
- ・さらなる処遇改善の推進と、運営費の給与相当部分が確実に保育士給与に充当できるよう給与基準額を国が設定して義務付ける必要がある。

東広島市の取組状況等

53 待機児童の解消のための大幅な処遇改善等

【東広島市の取組状況】

○市中心部の急速な宅地化と低年齢児の保育需要の増加に対応するため、受け皿整備に努めてきた。

（公立保育所の民営化、未移行幼稚園の認定こども園化、小規模保育事業所の新設など）

○市独自の保育士確保策に取り組み、私立保育施設を中心に、大幅な保育士増を達成している。

（私立保育士への最大90万円の直接給付、保育士1人当たり月1万円を施設経由で間接補助、保育士の子どもに係る保育料免除など）

【提案の背景】

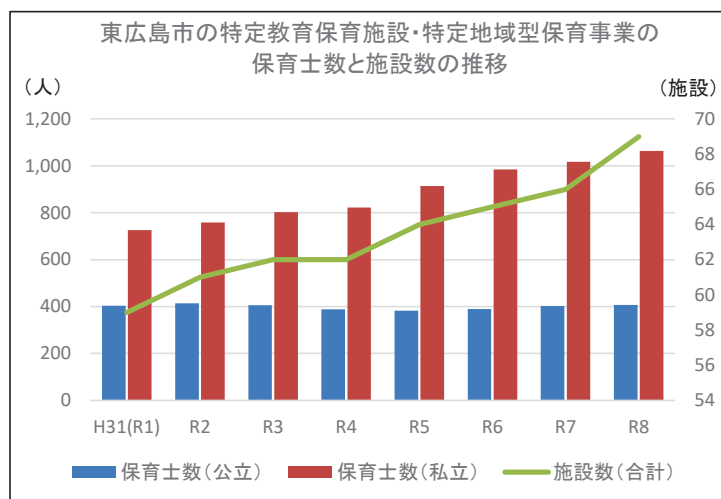
○低年齢児の保育需要が増えていることや支援を必要とする児童が増加傾向にあることから、

年度途中の待機児童解消には至っていない（R6.3:42人、R7.3:41人、R8.3:28人）。

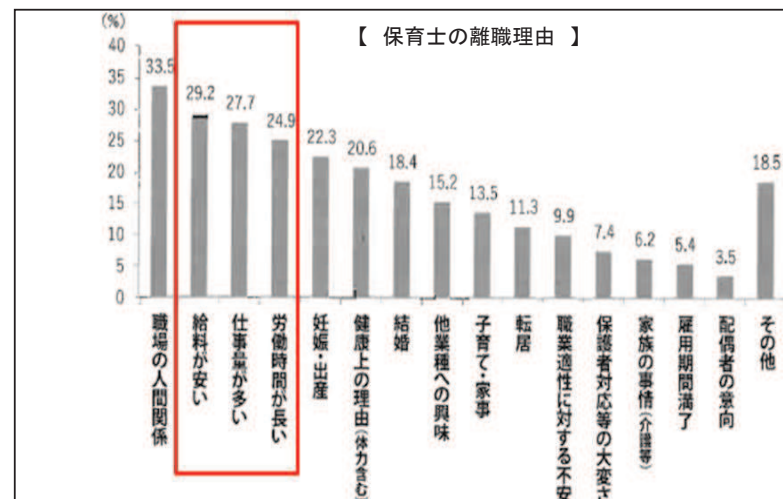
○保育士の賃金は、依然として全職種平均に比べ低い。（▲61,400円/月）【出典】令和7年賃金構造基本統計調査（厚生労働省）

○保育士不足により、余裕のあるシフト体制が組めず、保育士の働き方改革も進んでいない現状がある。

○保育士養成校の募集停止、定員割れ、他業種への就職者増加などにより、保育士志望者は減少傾向にある。



注)各年4月1日現在



【出典】「東京都保育士実態調査」(令和元年5月)東京都福祉保健局

54 障がい児保育に係る財源措置

【提案先：内閣府、こども家庭庁、広島県】

【提案事項】

- 障がい児保育について、保育施設における加配保育士等の配置に係る人件費を公定価格に適正に反映させること

【現状・課題等】

- ・支援が必要な児童は年々増加している。（添付グラフを参照）
- ・私立保育施設が加配保育士を雇用するための人件費を各自治体が独自補助制度で支援している現状では、児童の支援体制に格差が生じている。
- ・公定価格の療育支援加算額は単価が低いため、必要な保育士数を雇用できない。
- ・児童の支援に必要な人員を確保するために、公定価格における療育支援加算額や対象児童及び配置職員の要件緩和等の見直しによる安定的な財源措置が必要である。

東広島市の取組状況等

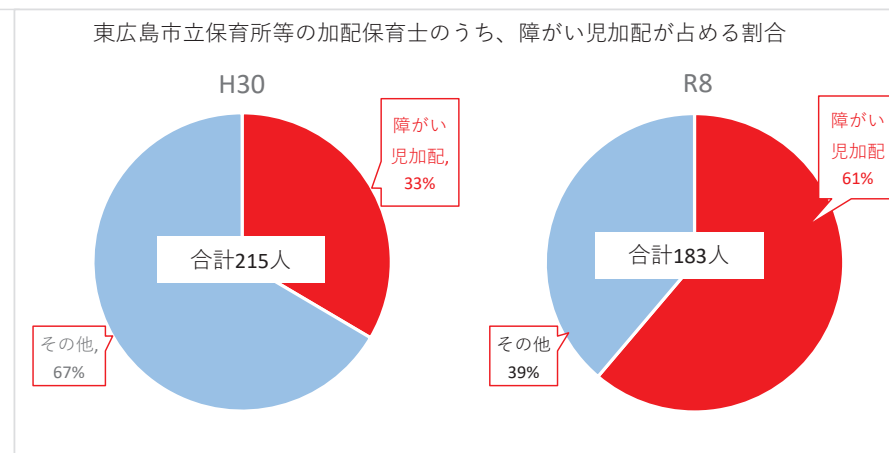
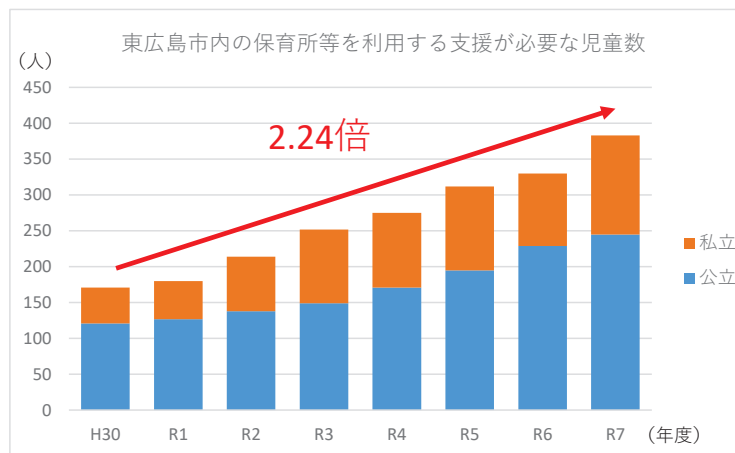
54 障がい児保育に係る財源措置

【東広島市の取組状況】

- 市内の医療機関等と連携し、発達障がい等の配慮を必要とする児童の健やかな成長を支援している。
- 公立保育施設において、限られた職員数の中で、加配保育士の配置を行っている。
- 私立保育施設に対し、市独自の補助制度を設けて、障がい児の受入促進を図っている。(R8予算:1億3,792万円)

【提案の背景】

- 支援が必要な児童は年々増加している。
- 私立保育施設が加配保育士を配置する場合の財政支援は、主に地方交付税を原資とした独自施策となるが、本市の財政力では人件費相当額を全額交付することは困難であり、受入数が伸び悩んでいる。
- 公立保育施設では、障がい児加配として配置する保育士の割合が増えたため、通常の配置基準を満たすための職員配置やシフト調整が困難になりつつある。



注) 上記人数は、あくまで、保護者が児童の障がい等があることを受容して手帳等により支援の必要性を確認できる人数に限る。
保護者が受容していない場合、国や市独自の障がい児保育事業に係る補助の対象とならないが、実際には保育現場では支援が必要な児童が多くいるため、その分多くの保育士を必要としている。

55 人口減少地域(本市北部地域)への放課後等デイサービス事業所などの開設支援

【提案先:こども家庭庁、広島県】

【提案事項】

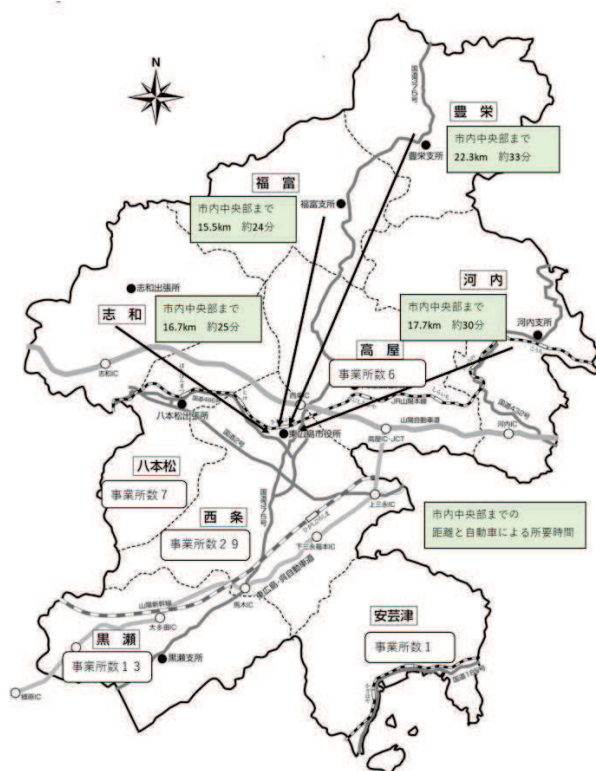
- 人口減少地域(本市北部地域)に新規参入する事業所の開設に係る補助金を創設すること
- 人口減少地域(本市北部地域)を含む特定地域加算対象地域に居住する児童の放課後等デイサービス利用に伴う加算を創設すること
- 放課後児童クラブへの移行支援体制整備に係る財政支援を実施すること

【現状・課題等】

- ・人口減少地域(本市北部地域)では、放課後等デイサービス事業所が偏在していることから、利用できるサービス提供資源の偏在の解消が必要である。
- ・人口減少地域(本市北部地域)への事業所開設のための補助制度の創設が必要である。
- ・放課後児童クラブに対して個別支援から集団支援への移行支援の必要性が高くなっているが、実施している事業所はほとんどいない。

東広島市の取組状況等

55 人口減少地域（本市北部地域）への放課後等デイサービス事業所などの開設支援



放課後等デイサービス事業所数（各年度3月末）

	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
R6	25	7	0	5	11	0	0	0	1	49
R7	29	7	0	6	13	0	0	0	1	56

【現状と取組状況】

- 居住地域に影響を受けず、個々にあった療育を受けるために放課後等デイサービス事業所などの資源の偏在を解消していくことが必要である。
- 人口減少地域である本市北部に居住する発達障がいのある児童は、提供エリアや送迎時間の制約から利用可能な放課後等デイサービス事業所が限られ、放課後児童クラブを利用しているが、強度行動障害等への対応が困難な事例が生じている。
- 日中に学校や放課後等デイサービス等、限られた人数の中で個別支援を受けている児童が、放課後になると急に放課後児童クラブの40人の集団の中で過ごさなければならない状況となっており、要配慮児が増え特性も多様化している中、さらに丁寧な移行支援が求められている。

公設放課後児童クラブにおける要配慮児童数の推移

《市内全域》

年度	要配慮児童数	利用児童数	割合
R3	200人	2,524人	7.92%
R4	205人	2,522人	8.13%
R5	219人	2,569人	8.52%
R6	246人	2,578人	9.54%
R7	300人	2,612人	11.49%

《本市北部地域》

年度	要配慮児童数	利用児童数	割合
R3	24人	167人	14.37%
R4	37人	168人	22.02%
R5	30人	171人	17.54%
R6	34人	172人	19.77%
R7	29人	166人	17.47%

56 子ども・子育て支援交付金の拡充による要配慮児支援強化

【提案先:こども家庭庁、広島県】

【提案事項】

○ 放課後児童クラブにおける障がい児加配支援員の補助基準額を増額すること

【現状・課題等】

- ・要配慮児が増加しているが、支援員の確保が困難なため、加配支援員を配置できず、補助員が日替わりで支援をしており、障がい児に安定した支援が提供できていない。
- ・障がい特性の個人差が大きく、専門的な知見を持つ職員の配置が必要になっている。
- ・障がい児加配支援員確保のため、財政支援の拡充が必要である。

東広島市の取組状況等

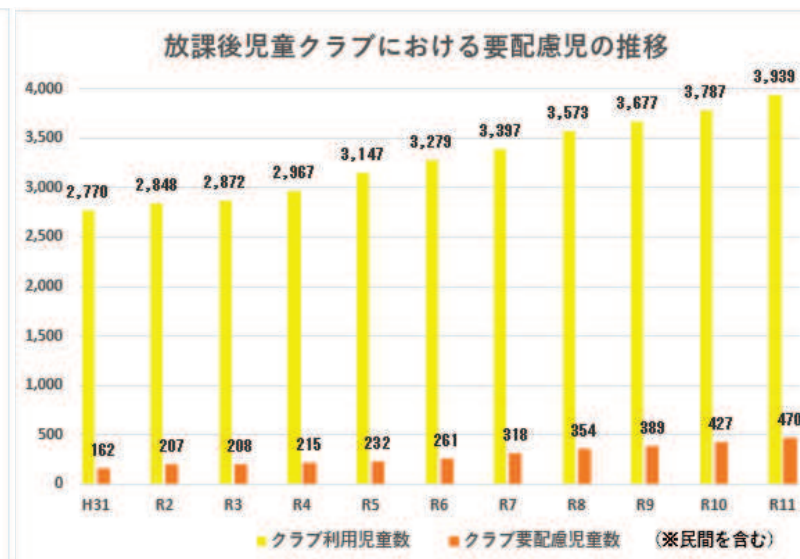
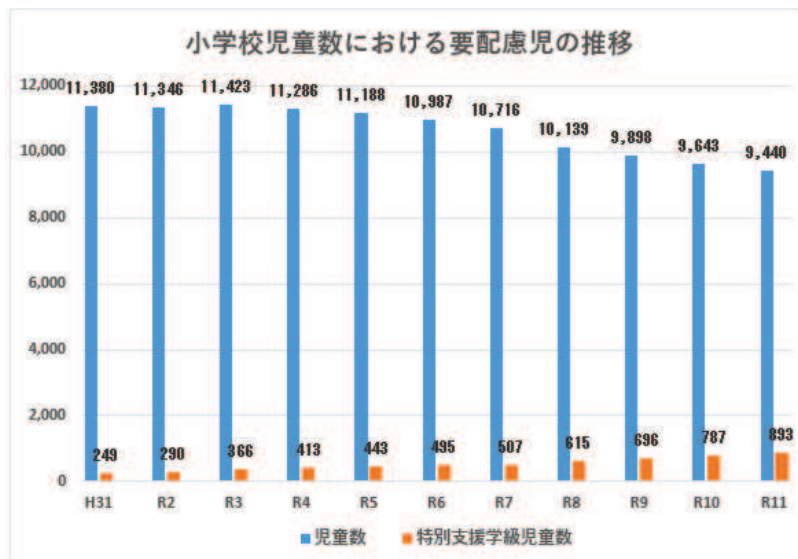
56 子ども・子育て支援交付金の拡充による要配慮児支援強化

- 共働き世帯の増加に伴い、利用児童数は増加しており、待機児童を発生させないため、定員(専用区画から児童一人につき概ね1.65㎡以上となるよう算出)120%で受入れを行っている(一部周辺地域では100%)。
- 利用児童数はこの5年(R2-R6)で423人増加、来期(R7-R11)では725人増加見込みである。また、その1～2割が要配慮児童であり、その割合も増加している。
- 小学校における「特別支援学級」も増加しており、この5年で2倍に増加。小学校では特別支援学級を増設し、要配慮児童の増加に対応しているが、放課後児童クラブでは対応できる人材・場所の確保策が不十分である。
- 障がい児加配支援員は、R8は42人必要なところ、31人しか確保できていない。
- 障がい特性への対応が高度化しており、支援員への研修を受講しただけでは対応できていない。加配支援員ではなく、常勤支援員以上の専門的知見を有する職員の配置が必要である(心理士、作業療法士等)。

市内中心部の大規模いきいきこどもクラブでの様子



《小学校生徒児童数及び放課後児童クラブ利用児童数における要配慮児の推移》



57 デジタル地方創生の推進

【提案先：内閣府、デジタル庁】

【提案事項】

○ デジタル人材のネットワーク形成を促進するための財政支援を行うこと

【現状・課題等】

- ・本市では、「次世代学園都市構想」や「Town & Gown」等により、大学と大手企業が連携したデジタル分野の先進的な取組みが進められている。一方で、これらは分野別・個別に展開される傾向が強く、人材と案件を横断的につなぎ、知見を蓄積・継承しながら社会実装までを一体的に支援する仕組みは十分に整っていない。その結果、取組みが特定の個人や組織に依存しやすく、継続性や波及性の確保が課題となっている。
- ・こうした課題を踏まえ、本市では、人材・大学・企業等をつなぐコミュニティ(デジタルネットワーク)として、小規模な試行や実証に挑戦し、その成果を事業化・社会実装へとつなげる取組みを構想し、10年を見据えたロードマップを策定している。
- ・将来的に民間主体による自走化を見据えたデジタルネットワークの形成を進めるものであるが、市の単独財源のみで継続的かつ発展的に実施することには限界があることから、国による財政支援が必要である。

東広島市の取組状況等

57 デジタル地方創生の推進

【目指す姿】

市内に点在する大学・企業・学生・市民の多様なデジタル人材と、現場の課題や既存事業を、顔の見える関係性のもとで結び付けることにより、人と人とのつながりから新たな発想やイノベーションを生み出し、地域の活性化へとつなげていくための基盤づくりである。これにより、挑戦や試行が日常的に生まれ続ける「イノベーション創造のまち東広島」の実現を目指すものである。

【ロードマップ】



第1期(1～3年目)	関係者が互いに顔の見える関係性のもとで結びつき、個々のつながりがネットワークとして形成する。
第2期(4～6年目)	活動体制の方向性が明確になり、関係者間で具体的な取組みのイメージが共有される。
第3期(7～10年目)	ネットワークと実績を定着・拡大させ、民間主体の持続可能な体制のもとで取組みの波及効果を生み出す。

58 地方公共団体情報システムの標準化に向けた財政支援

【提案先：総務省、内閣府、デジタル庁】

【提案事項】

○ 地方公共団体情報システムの標準化に向けた財政支援について、充実を図ること

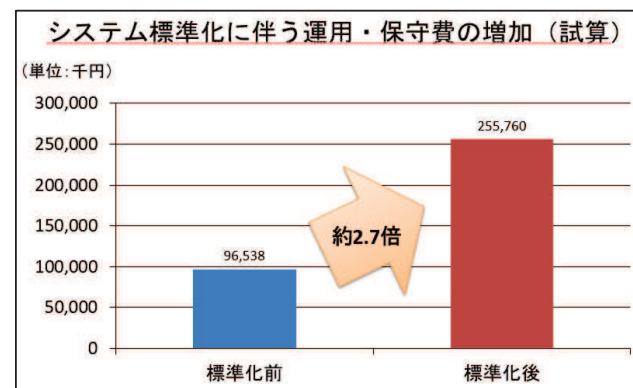
【現状・課題等】

- ・地方公共団体情報システムについて、標準化のガバメントクラウド利用料や保守運用費などのランニングコスト増加により、地方自治体の財政負担が深刻化している。
- ・国の標準化基本方針で掲げる「平成30年度比で3割削減」の目標達成に向け、技術的支援と財政措置の強化に加え、ガバメントクラウド構成の精査についてベンダーへの強い働きかけが必要である。
- ・ガバメントクラウド利用料について、為替相場の影響を受けない価格体系とし、地方自治体が為替リスクを負わない仕組みの確立が必要である。

東広島市の取組状況等

58 地方公共団体情報システムの標準化に向けた財政支援

- 現在、住民基本台帳、印鑑登録、国民年金、戸籍、戸籍の附票、就学、国民健康保険、健康管理、固定資産税、選挙人名簿管理の移行完了
- 今後、生活保護、総合福祉、税(固定資産税を除く)、介護保険、後期高齢者医療保険等のシステムを移行予定
- 移行完了したシステムについて、標準化後の運用・保守に係る経費は標準化前の約2.7倍
- ガバメントクラウド構成の精査によるランニングコストの低減を図るが、自治体のみでできる構成変更には限界があり、システムベンダーの協力が不可欠
- 為替リスクについて、為替固定プログラムを導入してもなお、年度ごとの為替変動リスクが懸念される状況



59 窓口と内部事務の連携による標準的な業務データ活用の推進

【提案先：総務省、内閣府、デジタル庁】

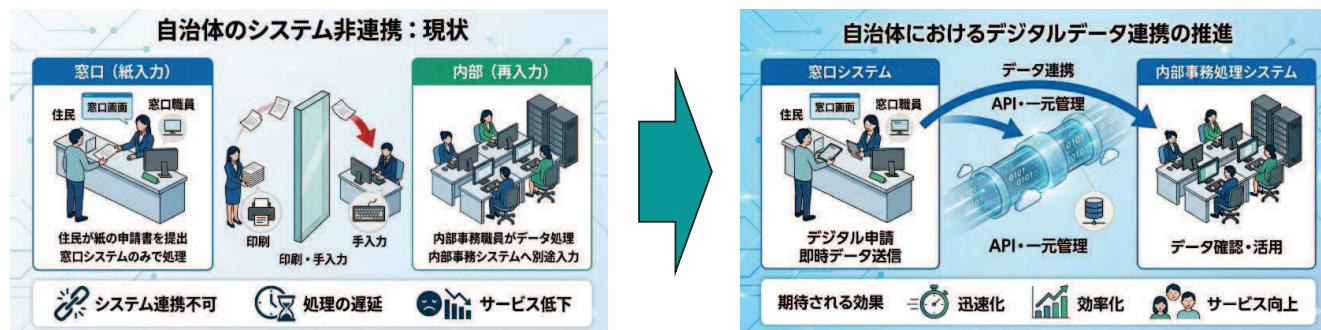
【提案事項】

○ 窓口と内部事務の連携による標準的な業務データ活用の推進を図ること

【現状・課題等】

- ・本市では、窓口システムと内部事務処理システムが連携しておらず、印刷や手入力による非効率な運用が常態化している。
- ・各自治体が個別に対応するには限界があり、県内他市町においても同様の課題が生じている。
- ・窓口システムとの連携を含めたシステムの構築は事実上不可能な状況にあるため、国として標準的な仕組みの整備・運用が必要である。

- 現在、自治体における窓口システムと内部の事務処理システムは独立して運用されており、デジタルデータを直接連携できないため、印刷や手入力による非効率な業務が発生している。
- 各自治体が個別に連携機能を開発するには多大なコストと労力を要し、特に中小規模自治体にとっては現実的な対応が困難である。
こうした状況を抜本的に改善するためには、国において標準準拠システムと窓口システムなどのフロントサービスをデジタルで連携できる全国共通の仕組みを構築することが必要である。
- これにより、業務の効率化が図られるとともに、自治体間のデジタル格差の是正にもつながる。



60 エネルギー・食料品価格等の物価高騰に係る財源の確保

【提案先：内閣府】

【提案事項】

○ エネルギー・食料品価格高騰対策に伴う、地方の財政負担の増大に対し、
財源を確保すること

【現状・課題等】

- ・中東情勢の緊迫化等をはじめとする国際情勢の変化に伴うエネルギー価格や食料品価格の高騰により、市民生活や地域経済は引き続き大きな影響を受けている。
- ・石油由来の化学品・製品等の供給不足に伴う価格高騰に加え、調達が困難になるなど、先行きの不透明感が広がっている。
- ・住民や事業者が抱える諸課題への継続的な対応が求められており、今後も地域特性に応じた継続的かつ包括的に支援策を講じる財源の確保が必要である。

東広島市の取組状況等

【取組状況】

- 市民の抱える諸課題に緊急に対応するため、低所得者世帯や子育て世帯をはじめとした生活者支援、医療・介護・保育施設、学校施設、農林水産業及び中小企業事業者等に対する事業者支援の予算を機動的に編成しており、財源には物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当している。
- 恒常的な物価高騰が続く中、疲弊する市民・事業者への支援を継続的に実施するためには、一層の財源の確保が必要である。
- また、公共工事においても石油由来の化学品・製品等の供給不足により、調達困難となる建設資材が増えており、工期延期や工事費増額が必要となっている。
- 自治体により地域経済状況が異なる中、各自治体に応じた対策を柔軟に執る必要がある。

60 エネルギー・食料品価格等の物価高騰に係る財源の確保

令和7年度 物価高騰対策経費一覧

(単位：千円)

項目	事業内容	R7事業費
1	生活者支援	2,162,382
	①生活支援	1,838,928
	②子ども・保護者支援	83,744
	③高齢者・障がい者支援	57,448
	④学校施設の食材料費高騰対策	182,262
2	事業活動支援	130,211
	①農林畜産業への支援	65,700
	②中小企業者への支援	64,511
合計		2,292,593

61 地域の特性を活かした地域力強化の推進

【提案先：内閣府】

【提案事項】

- 地方の創意工夫による戦略を財政的に支援すること
- 若者や女性をはじめとした多様な主体が地方に定着し、活躍するまちに向けた環境整備や就労機会の創出を支援すること

【現状・課題等】

- ・本市の人口は増加傾向にあるものの、周辺地域においては過疎化に歯止めがかからない状態で人口偏在に課題を抱えており、地方に住み続けることができる環境や仕事をつくり、人の流れをつくる地域力強化の取組みをより推進する必要がある。
- ・加えて、地方からの人口流出を抑制するためには、企業の地方移転の促進や多種多様な職種の創出といった仕事づくりや交通インフラの充実等の利便性向上が必要である。
- ・今後、地域力強化に資する施策を効果的に推進するためには、より高い充当率を持つ交付金の安定的な確保や、交付金にかかる地方自治体の財政負担に対する交付税措置など、財政的支援が必要である。
- ・また、地域特性に合わせた柔軟な活用を可能とするとともに、申請に係る煩雑な手続きの簡素化を求める。

東広島市の取組状況等

61 地域の特性を活かした地域力強化の推進

魅力的な仕事づくりや交流・関係・移住人口の増加へ向けた快適な交通インフラなど、地域特性を活かしながら、地域力強化のための交付金を活用し、人口定着への取組みを進めている。

【地方創生関連交付金の実績】

年度	総事業費	交付金	充当率等
令和5年度	440,633千円	220,317千円	デジタル田園都市国家構想交付金 1/2
令和6年度	246,177千円	122,690千円	デジタル田園都市国家構想交付金 1/2
令和7年度	412,898千円	206,439千円	新しい地方経済・生活環境創生交付金1/2

【MOD(Mobility Oriented Development(新モビリティ指向型都市開発)に向けた自動運転・隊列走行BRT社会実装推進事業】



関係機関と連携しBRT等の実装に向けた合意形成を推進するとともに、広島大学との協働による施策評価やMaaS展開を通じて、公共交通の利便性向上を図る。

【若者が活躍するしごと創出と地元定着促進】



中小企業の支援とDX人材の活用で企業の魅力とデジタル化を促進し、大学生との関わりを深めて就職先としての認知を高め、人と仕事の誘導を目指す。

【総人口の推移と将来予測】

